

『登真隱訣』 訳注稿について

登真隱訣読書会

本訳注稿は、登真隱訣読書会例会における成果として、陶弘景『登真隱訣』を和文訳し発表するものである。例会において箇所ごとの担当者を決め、担当者が執筆者として原稿を発表する。なお、本訳注稿は試訳であり、今後諸賢の批判を仰いだ上で、より精度の高い訳注を作ることを目指したい。

登真隱訣読書会会員（五十音順。◎印は代表者）

加藤千恵（立教大学准教授）

鈴木裕美（早稲田大学大学院在籍）

酒井規史（早稲田大学非常勤講師） 趙晟桓（早稲田大学大学院修士課程修了）

林佳恵（早稲田大学大学院在籍） 廣瀬直記（早稲田大学大学院在籍）

◎森由利亜（早稲田大学教授）

凡例

一、底本には上海涵芬楼印影『正統道藏』（一九三冊）を用いる。表記に際しては、本文・訓読ともに正文は太字とし、細字の注は（〜）でくくる。誤字、衍字は（ ）でくくる。校正ないしは増補

した字句、および通釈でとくに補った文字は「」でくくる。正文への注釈の混入などは

二、第一回訳注では宮内庁所蔵正統道藏本との対比を【校異】として載せるが、校異の様式は今後試
行錯誤する可能性があり、暫定的なものとする。

三、より有効な方法を採用する場合には、今後凡例を変更することもある。

『登真隱訣』訳注稿（一）

廣瀬 直記

1 a 登真隱訣卷上

華陽隱居陶弘景撰

玄洲上卿蘇君傳訣（傳中有守一、曲碎關穿。經中有飛歩、徑略斷絶。皆學者之所難。故各加詳
注、以驅疑蔽也。）

眞符

- 太極帝君眞符、（四符章皆云太極帝君者、是太極之天帝。金闕聖君初學道所受三一之師也。）上元六符、中元五符、下元五符。（上・中・下元者、謂身中三元之宮。其符字各有所生也。）涓子剖鯉魚所獲。是太上召三一守形也。（以符召一、令一守身。猶如紫文告三魂也。）立春・春分・立夏・夏至・立秋・秋分・立冬・冬至始日也。（各以此八節日爲始。）朱書、平旦向王、日吞一符。畢再拜。祝願隨意。（初以立春日平旦向寅、朱書白紙、從上元第一始。左手執而祝、祝畢服、服畢再拜。亦可仍併畫十六符剪置、且旦取服。服上元符、存入上宮、上一執取之。中元存中、下元存下、皆如之。凡書服符時、先燒香於左也。按諸經服符多有祝辭、而此云隨意者、是不必須也。亦可作四言音韻、取召見之旨而祝之。已別有立成。）佩頭上、盛以錦囊。勿履洿。五年與眞一相見。（佩符、亦以初守立春之日平旦畫符。竟未服、仍更朱書三元符白素上、剪爲三片、俱執而祝。祝畢即各卷、併內紫錦囊中、佩頭上。畢乃服一紙符。此止立春一節書佩、便可至相見。餘節不須復作、唯更起書服者耳。）吞符以八節日始、十六日止。後節復服如初。
- 2 a
（竝各以節日且服一爲始。今符有十六枚。故服盡則止。一節相去四十五日、一氣相去十五日、則從節服符、至氣日畢。六月既存中斗、不容獨不服符。此止舉八節者、猶如後云四節共一祝事耳。謂亦必宜服符。所以令與夏至・立秋相避也。）

玄洲上卿蘇君傳訣⁽²⁾（傳中に守一⁽³⁾有るも、曲に碎け⁽⁴⁾て關穿す⁽⁵⁾。經中に飛歩⁽⁶⁾有るも、徑略にして斷絶す。皆な學者の難しとする所なり。故に各おの詳注を加へ、以て疑蔽を驅するなり。）

眞符

太極帝君眞符⁽⁷⁾は、（四符章⁽⁸⁾に皆な太極帝君⁽⁹⁾と云ふは、是れ太極⁽¹⁰⁾の天帝なり。金闕聖君⁽¹¹⁾初めて道を學んで三一⁽¹²⁾を受くる所の師なり。）上元六符、中元五符、下元五符なり。（上・中・下元とは、身中の三元の宮⁽¹³⁾を謂ふ。其の符字 各おの生ずる所有るなり。）涓子⁽¹⁴⁾鯉魚を剖きて獲る所なり。是れ太上 三二⁽¹⁵⁾を召して形を守らしむる⁽¹⁶⁾なり。（符を以て一を召し、一をして身を守らしむ。猶ほ紫文⁽¹⁷⁾の三魂に告ぐること⁽¹⁸⁾の如きなり。）立春・春分・立夏・夏至・立秋・秋分・立冬・冬至は始日なり。（各おの此の八節日を以て始めと爲す。）朱書し、平旦に王に向ひ、日ごとに一符を呑む。畢はれば再拜す。祝願は意に隨ふ。（初め立春の日の平旦を以て寅に向ひ⁽¹⁹⁾、白紙に朱書す。上元第一從り始む。左手もて執りて祝し、祝し畢はれば服し、服し畢はれば再拜す。亦た仍ほ併せて十六符を畫きて剪り置き、且旦に取りて服す可し。上元の符を服すれば、上宮⁽²⁰⁾に入り、上一⁽²¹⁾之を執取するを存す。中元なれば中を存

し、下元なれば下を存し、皆な之の如くす。凡そ書して符を服するの時、先づ左に焼香するなり。按ずるに諸經には符を服するに多く祝辭有るも、此に意に隨ふと云へば、是れ必ずしも須みざるなり。亦た四言の音韻を作し、召見するの旨を取りて之を祝す可し。已に別に立成有り⁽²¹⁾。頭上に佩ぶるには、盛るに錦囊を以てす。袴を履むこと勿かれ。五年にして眞一⁽²²⁾と相ひ見ゆ。〈符を佩ぶるにも、亦た初守⁽²³⁾の立春の日の平旦を以て符を畫く。竟はれば未だ服せず、仍ほ更に三元符⁽²⁴⁾を白素の上に朱書し、剪りて三片と爲し、俱に執りて祝す。祝し畢はれば即ち各おの巻き、併せて紫錦の囊中に内れ、頭上に佩ぶ。畢はれば乃ち一紙の符を服す。此れ止だ立春の一節にのみ書して佩ぶれば、便ち相ひ見ゆるに至る可し。餘節には復た作すを須みず、唯だ更に書を起こして服するのみ。〉符を吞むに八節の日を以て始め、十六日にして止む。後節も復た服すること初めの如くす。〈竝な各おの節日の旦に一を服するを以て始めと爲す。今符に十六枚有り。故に服し盡くせば則ち止む。一節は相ひ去ること四十五日、一氣⁽²⁵⁾は相ひ去ること十五日なれば、則ち節従り符を服し、氣日に至りて畢はる。六月には既に中斗⁽²⁶⁾を存すれば、獨り符を服せざる容からず。此に止だ八節のみを擧ぐるは、猶ほ後に四節共に祝事を一にするのみと云ふが如し⁽²⁷⁾。謂へらく亦た必ず宜しく符を服すべし。所以に夏至・立秋と相ひ避けしむるなり⁽²⁸⁾。)

【通釈】

1 a 登真隱訣卷上

華陽隱居 陶弘景撰

玄洲上卿蘇君伝訣^②（真人たちの）内伝に「守一」^③のことが記されているが、切れ切れでありながら^④（むやみに）つなぎ合わされている^⑤。「上清の」經典に飛歩^⑥のことが書かれているが、簡略で途切れている。いずれも学ぶ者たちの困難となっている。だから、それぞれに詳細な注をほどこし、不明な点を取り払うのである。）

真符

「太極帝君真符」^⑦は、（三元三種の「太極帝君真符」と「太極帝君宝章」からなる）四符章^⑧に、いずれも「太極帝君」^⑨と言っているのは、太極^⑩の天帝のことである。それは金闕聖君^⑪がはじめて道を学んだときに、「三一の法」^⑫を教わった師である。）上元の六符、中元の五符、下元の五符からなっている。（上元・中元・下元とは、身中にある三元の宮^⑬のことをいう。「三元の宮には、」符の文字がそれぞれ生じる場所がある。）これは涓子^⑭が鯉を剖いて獲たものであり、太上が三一を呼び出して身を守らせる法^⑮である。（符によって一を呼び出し、その一に身を守らせる。『靈書紫文』^⑯のなかに見える三魂に呼びかける法立のようなものである。）立春・春分・立夏・夏至・立秋・秋分・立冬・冬至の日が開始日である。

1 b

（それぞれこの八節の日を法の開始日とする。）符を朱で書き、夜明けに（「八節それぞれの氣の」盛んな方位に向かい、日々一枚の符を呑む。呑み終わったら再拝する。祝願を唱えるかどうかは随意である。〔最初は立春の日の夜明けに寅の方位に向かい^①、白い紙に符を朱で書く。上元の第一符からはじめる。左手で符を持って祝を唱え、唱え終わったら服用し、服用し終わったら再拝する。またさらに上元・中元・下元のあわせて十六枚の符を、（あらかじめ）紙に書いて切り分けておき、「十六日間」夜明けごとにそれを取って服用してもよい。上元の符を服用したら、符が上元泥丸宮^②へ至り、上一の天帝君^③がそれを手に取るさまを存思する。中元の符の場合には（絳宮の）中一を存思し、下元の符の場合には（丹田宮の）下一を存思し、いずれも上元の符の場合と同じようにする。総じて符を書いて服用するときには、まず自分の左側で焼香を行なう。調べてみたところ、諸々の經典には符を服用する際に多くの場合、祝辞があるけれども、ここには「随意」と言っているので、必ずしも祝辞を用いなくてよいのである。「とはいへ、」また四言の韻文を作り、三一の神々を目の前に呼び出すという趣旨を備え、それを祝として唱えてもよい。すでに別に出来上がったものがある^④。）符を頭上に佩びる際には、符を入れるのに錦のふくろを用いる。けがれた場所をふみ歩いてはならない。こうして五年が経つと真一の神々^⑤と対面することができる。（符を佩びる場合も、「符を服用する場合と同様に、」初めて守一を行なう^⑥立春の日の夜明けに符を書く。「まず、符を紙に書き」終わ

つたら、それはまだ服用しないでおく。なおさらに上・中・下の三元符(註)を白い絹の上に朱で書き、それらを切つて三片に分け、すべて手に持つて祝を唱える。唱え終わつたら、すぐにそれぞれ巻いて、まとめて紫錦のふくろのなかに入れ、頭上に佩びる。この作業が終わつたら、ようやく紙の符一枚を服用する。ただ立春の一節の間にだけ符を〔絹に〕書いて佩びておけば、真一の神々と対面できるようになる。八節のほかの節には再び符を佩びる必要はなく、たださらに符を書き起して服用するだけである。符を呑むには八節の日からはじめ、十六日経つたらやめる。

のちの節日においても、またはじめの通りに服用する。(いづれもそれぞれ節日の朝に一枚を服用して開始日とする。いま符は上元・中元・下元の計十六枚ある。よつて、「十六日間」で服用し尽くしたらそこでやめる。八節の一節はそれぞれ隔たること四十五日、二十四氣の一氣(註)はそれぞれ隔たること十五日である。つまり、節日から符を服用しはじめ、氣日に至つたらやめる。「なお」六月には中斗の天閼星(註)を存思する〔際に、やはり三一の神々を呼び出す〕ので、「節日ではないからといって」その月だけ符を服用しないわけにはいかない。ここに八節の日だけしか挙げていないのは、あたかもものに「述べる「五斗真一の法」において、春分・夏至・秋分・冬至・六月に五斗の星々を存思し、それぞれに祝を唱えるにもかかわらず、「四節共に祝事を一にするのみ」という言い方をしているようなものである(註)。思うに、六月にも必ず符を服用するべきである。そういうわけで、六月中斗の存思は、夏至と立秋の符の服用期間と重ならないようにす

るのである(38)。

【語釈】

(1)華陽隱居・陶弘景は永明十年(四九二)ただし、『本起録』では永明十一年のこととする)に茅山に隱居し、「華陽隱居」と名乗った。はじめ茅山の嶺西に華陽館を構え、天監十四年(五一五)に梁の武帝によって改修された許謚の旧居である朱陽館に移った。梁の陶翊『華陽隱居先生本起録』(『雲笈七籤』(HY1026)卷一百七、6b~7b)、北宋の賈嵩『華陽陶隱居内伝』(HY300)卷中(1a)、『華陽陶隱居集』(HY1044)卷下「許長史旧館壇碑」(1b)、『周氏冥通記』(HY302)卷一(2a~b)などを参照。

(2)玄洲上卿蘇君伝・『玄洲上卿蘇君伝』は蘇林の内伝。蘇林は涓子(語釈(14)を参照)の弟子であり、『紫陽真人内伝』(HY303)の主人公周義山(紫陽真人)の師である。涓子に「三一の法」を教わり、それを周義山に伝えたとされる。『洞玄靈宝真靈位業図』(HY167)には「玄洲上卿太極中候大夫蘇君。(名林、字子玄。涓子弟子、周君師)。(11b)と見える。陶弘景のもとには周紫陽が撰述したとされる『蘇君伝』があったようであり、『真誥』卷十の注に「其方在蘇傳中。即周紫陽所撰」(3b)と見える。また、『雲笈七籤』卷一百四には周季通(周紫陽)集『玄洲上卿蘇君伝』が収められており、「先師姓蘇、諱林、字子玄、濮陽曲水人也」(1a)とある。なお、「蘇君伝訣」の「訣」とは、伝中に登場するさまざまな修行法を説いた秘訣のことであ

ろう。「蘇君伝訣」のほか『登真隠訣』巻下に「魏伝訣」、『上清明堂元真経訣』(HY424)に「茅伝訣」と「王伝訣」が残っており、いずれにも陶弘景による詳細な注釈が付されている。

(3) 守一・「守一」についてはさまざまな解釈があるが、『真誥』(HY1010)と『登真隠訣』(HY421)の用例を中心に見れば、「守一」という言葉が具体的な方法を指す場合、それはほとんどが「三一の法」のことである。たとえば、『真誥』巻十七には楊羲の夢の記録が載っており、そこに「因見玉斧與真人周君語曰、昔聞先生有守一法、願乞以見授。周君曰、寡人先師蘇君、往曾見向言曰、以真問仙、不亦迂乎。僕請舉此言以相與矣」(6a~b)とある。ここでは許翽(玉斧)が紫陽真人周君に「守一法」を乞うたところ、周君がかつて師の蘇君(蘇林)から言われた言葉をもつて応酬しているが、この「守一法」は『紫陽真人内伝』に「蘇子玄、：教周君守三一法」(13a~b)と記述されているように、周君が蘇子玄(蘇林)から学んだ「三一の法」のことである。また、陶弘景も『登真隠訣』巻上において「(而玄丹經云旦夕守諸三一訖、乃(末)(末)存之(玄丹)者、是玄丹家、自可得先守一、守一之家、不必知玄丹也)」(4b~5a)と述べ、玄丹の存思法のことを「玄丹家」、三一の存思法のことを「守一之家」と呼んでいる。ここからも、「守一」が具体的な方法を指す場合には、それは「三一の法」であるということがわかるであろう。なお、「三一の法」については語釈(12)を参照。

(4) 曲碎・細碎。葛洪の『抱朴子外篇』巻十五 審拳に「人君雖明竝日月、神鑒未兆、然萬幾不可以獨統、曲碎不可以親總、必假目以闢覽、借耳以廣聽」、巻十七 備闕に「能敷五邁九者、不能全小潔

經曲碎也」とある。

(5) 関穿・貫穿。関は貫に通ず。王充の『論衡』卷十二程材第三十四に「春秋五經、義相關穿」とある。

(6) 飛歩・飛歩の法。北斗七星や五星を描いた図の上を、祝を唱えながら踏み歩く修行法。楊許(楊羲と二許)に啓示された上清經の一つに『飛歩經』があり、これは「上真の道」に位置づけられるレベルの高い經典であった。『真誥』卷五「道授」に「君曰、仙道有飛歩七元天綱之經。在世」

(3a)、卷二十「真經始末」に「據書飛歩經一卷」(2b)、『太平御覽』卷六百六十道部二・真人上に引く『登真隱訣』佚文に「上真之道有七。：四、太微飛天上經」、『上清太上八素真經』(HY426)に「上真之道有七、列篇目于左。：第四曰太微帝君飛天綱上經」(4a)とある。また、『真誥』卷十(24a)と卷十八(5b)、『登真隱訣』卷下(2a)のそれぞれの注に「飛歩經」と「飛歩祝」に対する言及があり、それらの内容はいずれも『洞真上清太微帝君歩天綱飛地紀金簡玉字上經』(HY1305)に一致する。

(7) 太極帝君真符・「太極帝君宝章」、『三元真一經』、『五斗真一經』とともに太極帝君から金闕帝君へ、金闕帝君から涓子へ、涓子から蘇林へ伝えられたとされる符。『雲笈七籤』卷四十九「守五斗真一經口訣」に「後聖金闕帝君、昔受三元真一經、太極帝君真符、五斗真一經、太(一)「極?」帝君寶章。凡此四訣、以傳仙人涓子。涓子釣河川獲鯉魚、剖得青玉函、發視獲二符二經法是也」(17b)とある。なお、『洞真太上素靈洞元大有妙經』(HY1303、24b)と『上清明堂

玄丹真經』(HY 1370、4b)には「太上太極帝君真符寶章。太微天帝君、受傳金闕帝君」とあり、太極帝君ではなく太微天帝君が金闕帝君に「真符」と「宝章」を伝えたことになっている。

纏 昌 纏 昌

辨 臨 變 園

崑 蕤 蕤 習

誦 誦 誦 誦

右太極帝君真符上元六符中元五符下元
五符太上召三一守形之法立春春分立夏

太極帝君真符圖(『洞真太上素靈洞元大有妙經』より)

(8)四符章・「符章」は「符」と「章」すなわち「太極帝君真符」と「太極帝君宝章」のことを指す。

「四」は三元三種の「真符」と「宝章」の合計数であると考えておく。なお、語釈(7)に挙げた

『雲笈七籤』卷四十九「守五斗真一經口訣」では、金闕帝君に伝授された四つのものが「四訣」として列挙されているが、『三元真一經』と『五斗真一經』を含むこれらが四符章を指すと考えるのは難しいであろう。

(9) 太極帝君・金闕聖君の師。以下に「(是太極之天帝。金闕聖君初學道所受三一之師也)」(『登真隱訣』卷上1a)とある。しかし、金闕聖君の内伝を載せる『上清後聖道君列紀』(HY442)には金闕聖君が太極帝君に師事したという記述は見えず、陶弘景が何にもとづいてこの注を書いたのかは未詳である。

(10) 太極・・ここでは太極宮のことと解釈した。『登真隱訣』卷上には「存三神使鳴玉鈴、使聲聞太極。(存三神各以手搖鈴、腰帶四鈴、覺耳聞其聲震動、響徹天上太極宮也)」(8b)とあり、陶弘景が太極のことを天上の太極宮と言いつ換えている。また、太極を宮とする例は『真誥』卷五にも「崑崙上有九府。是爲九宮。太極爲太宮也」(15a)と見える。

(11) 金闕聖君・数々の上清経を伝えたと言われる重要な神格の一人。金闕後聖帝君、金闕帝君、後聖帝君、後聖道君、後聖李君、太平聖君などと呼ばれることもある。上清経の信奉者たちの間では、甲申の年の前後に劫災がはじまり、壬辰の年に金闕後聖帝君が降臨し、上清経を修行した種民たちを太平の世へ導くものと考えられていた。『上清後聖道君列紀』(3b~4b)、『太平経鈔』(HY1093)甲部「太平金闕帝晨後聖帝君師輔歴紀歲次平氣去來兆候賢聖功行種民定法本起」を参照。

この終末と救済の思想は『真誥』においても顕著である。卷二(8b)、卷六(8a)、卷九(2

b)、卷十一(13a、b)を参照。また、『洞玄靈宝真靈位業図』には、第二右位に「右聖金闕帝晨後聖玄元道君。(壬辰運、當下生)」(5a)と見える。

(12)三一・三二について「守一」と同様にさまざまな解釈があるが、ここにいう「三一」とは、上元泥丸宮に宿る赤子と帝卿、中元絳宮に宿る真人と輔卿、下元命門丹田宮に宿る嬰兒と弼卿を存思する法(本稿では「三一の法」と呼ぶ)のことである。その具体的な存想法には、「三元真一の法」(『金闕帝君三元真一經』などを参照)「五斗真一の法」(『雲笈七籤』卷四十九「金闕帝君五斗三元真一經口訣」、『上清金闕帝君五斗三一図訣』HY765などを参照)「太極帝君真符」「太極帝君宝章」の四つがあり(語釈(7)を参照)、総じて「守三一法」「守三元真一之法」「守三元真一之道」などと呼ばれることもある。これらはいずれも金闕帝君から東海青童君(東海小童)へ、東海青童君から涓子へ、涓子から蘇林へ、蘇林から周義山(紫陽真人)へというように、上清の真人たちの間で伝えられてきたとされる。『紫陽真人内伝』(13a、b、15a)、『雲笈七籤』卷四十九「守五斗真一經口訣」(17b)を参照。なお、「三一の法」は楊許の時代の上清經体系においてはあまり高い評価を受けておらず、たとえば『紫陽真人内伝』に「我(≡蘇林)受涓子祕要：我之道術、可教陸仙尸解之人耳、非子真人所可學也。我是中仙耳。不足以為子師。然守一鍊神、雖非上真之道、亦是中真地仙之好事」(5b、6a)とあるように、陸仙や尸解仙になるための修行法であるに過ぎないとされていた。また、『靈書紫文』などのより高度な上清經を修行する際の準備段階として行なわれることもあったようである。『皇天上清金闕帝君靈書紫文上經』(HY63

9、11b) を参照。

(13)三元之宮・・上元泥丸宮、中元絳宮、下元命門丹田宮のことをいう。泥丸宮には赤子(泥丸天帝君)と帝卿、絳宮には真人(絳宮丹皇君)と輔卿、丹田宮には嬰兒(黃庭元王)と弼卿が宿っており、これらがすなわち三一の神々である。『金闕帝君三元真一經』に「兩眉間上、却入一寸爲明堂、却入二寸爲洞房、却入三寸爲丹田泥丸宮。∴丹田泥丸宮、正四方、面各一寸。∴上元赤子居中、在斗蓋之下。赤子諱玄凝天、字三元先、位爲泥丸天帝君。其右有帝卿一人相對。是齒舌腦之精神、升化而生也。諱肇勒精、字仲玄生。上入爲帝卿君。此二人共治泥丸中」(4b)、「心爲中丹田、號爲絳宮。鎮心之中央。正四方、方面各一寸。∴中元眞人居其中。諱神運珠、字子南丹、位爲絳宮丹皇君。其右輔皇卿一人。是四藏之精神結化也。入絳宮爲輔卿。諱光堅、字四靈。此二人共治絳宮中」(5a) (5b)、「臍下三寸、號命門丹田宮。下元嬰兒居其宮。四方各一寸。∴下元嬰兒、諱始明精、字元陽昌、位爲黃庭元王。其右有保鎮弼卿一人。是精氣津液之神、結煙昇化也。入在丹田宮。弼卿諱歸上明、字谷下玄。此二人共治丹田下元中」(5b) (6a) とある。

(14)涓子・蘇林の師。鯉魚の腹を剖いて『三元真一經』、「太極帝君真符」、「五斗真一經」、「太極帝君宝章」を手に入れ、蘇林に伝えたとされる。『雲笈七籤』卷四十九「守五斗真一經口訣」(17b)、『紫陽真人内伝』(13a) (b) を参照。『洞玄靈宝真靈位業図』には「中黃四司大夫領北海公涓子。(蘇君師矣)」(11a) と見える。涓子はまた『列仙伝』(HY294) にも登場し、鯉魚の腹を剖いて符を得たことになっているが、蘇林との関係は語られていない。ただ、その記述の

一部(『正統道蔵』所収本、巻上5b)は、『紫陽真人内伝』の内容(13a~b)と重なっており、その下敷きになったものと推測される。

(15) 太上召三一守形・『洞真太上素靈洞元大有妙経』と『上清明堂玄丹真経』には「太上召三一守形之法」とある。両経には、「真符」を服した後に唱える祝文が「上元一眞、守固泥丸。中元一眞、安神絳宮。下元一眞、衛我命門。三元齊景、保命長存」と載っており、三一の神々を呼び出して身体を守らせるという内容になっている。

(16) 紫文・『靈書紫文』のことをいう。『正統道蔵』には『皇天上清金闕帝君靈書紫文上経』『太微靈書紫文琅玕華丹神真上経』(HY255)、『太微靈書紫文仙忌真記上経』(HY179)の三つが収められている。その内容は『真誥』や『登真隱訣』において、それぞれ「靈書紫文」や「紫文」「琅玕」「仙忌」という呼称のもとに引用ないしは言及されている。『靈書紫文』は総じて「上眞の道」に位置づけられるレベルの高い經典であった。『太平御覽』巻六百六十道部二・真人上に引く『登真隱訣』佚文に「上眞之道有七。…六、金闕靈書紫文」、『上清太上八素真経』に「上眞之道有七、列篇目于左。…第六曰金闕靈書紫文上経」(4a)とある。

(17) 告三魂・『皇天上清金闕帝君靈書紫文上経』に「太微靈書紫文拘三魂之法」が載っており、そこにさまよい出る三魂を身中に呼び戻す法が説かれている。「三魂不定、爽靈浮遊、胎光放形、幽精擾喚。其爽靈・胎光・幽精三君、是三魂之神名也。其夕皆棄身遊遊、颺逝本室。…道士皆當拘而留之、使無遊逸矣」(9a)とある。

(18) 向寅・寅はおおよそ北東と東北東の間に当たる。十二ヶ月を北斗星の柄が建す方位にしたがつて分けると、正月は寅、二月は卯、三月は辰、四月は巳、五月は午、六月は未、七月は申、八月は酉、九月は戌、十月は亥、十一月は子、十二月は丑となる。『淮南子』天文訓を参照。

(19) 上宮・上元泥丸宮のことをいう。語釈(13)を参照。

(20) 上・泥丸天帝すなわち上元赤子のことをいう。『金闕帝君三元真一經』に「真人所以貴一爲眞者、上一爲一身之天帝、中一爲絳宮之丹皇、下一爲黃庭之元王」(1a)とある。語釈(13)も参照。

(21) 已別有立成・立成とは、すでに出来上がったもののことをいう。『洞真太上素靈洞元大有妙經』と『上清明堂玄丹真經』には、「太極帝君眞符」を服用した後用いる四言の祝文が載っており、

「服符悉向王、再拜呪曰、上元一眞、守固泥丸。中元一眞、安神絳宮。下元一眞、衛我命門。三元齊景、保命長存。招靈致炁、坐降自然。變形練髓、骨化成仙。毛羽飛羅、騰翔帝晨」(『洞真太上素靈洞元大有妙經』25b)とある。

(22) 真一・ここでは身中の三一の神々と、上清天にある太微宮中の三一帝皇の君のことをいう。『登真隱訣』巻上の注に「此云八年三一俱見者、則前符云五年與眞一相見、是不盡皆見也。凡言與一相見者、非但見己身之三一也。謂太微中三一帝皇之君、亦下見之、授子經者、亦是也」(2ab)とある。

(23) 初守・最初に守一を行なう立春の日のことをいう。『登真隱訣』巻上に「守一之法…、以立春之日夜半之時、正坐東向(經後云、立夏南向、立秋西向、立冬北向。訣曰、此是守三元眞一之

法。〕(6 a)、『金闕帝君三元真一經』に「守一之法、以立春之日夜半之時、正坐東向」(6 a)とある。

(24) 三元符・上元六符・中元五符・下元五符の三元符。語釈(7)を参照。

(25) 一氣・一氣は十五日。二十四氣で一年となる。『三洞珠囊』(HY1131) 卷七「二十四氣

品」(15 a)を参照。

(26) 中斗・天闕星のことをいう。『雲笈七籤』卷四十九「金闕帝君五斗三元真一經口訣」(13 a)

b)に、六月に身中の三一の神々と修行者自身が天闕星に登っていくことを存思する法が説かれており、そこに「天闕星者、北斗之中神也」とあるので、六月に存思する中斗とは天闕星のことと見て間違いないであろう。

(27) 後云四節共一祝事耳・「後云」とあるが、後に「四節共一祝事耳」という文は見えない。これはおそらく現行の『登真隱訣』が完本ではないためであろう。とくに、卷上の内容は『上清握中訣』や『洞真太上素靈洞元大有妙經』の重複部分と比較してみた場合、明らかに中途半端な終り方をしている。『洞真太上素靈洞元大有妙經』などでは「守寸」「明堂」「洞房」「丹田」…という順に九宮に関する説明が続くが、『登真隱訣』巻上では九宮について取り上げながら、「洞房」(10 b) 11 b)までで記述が終わっている。このことから、まず『登真隱訣』巻上は「洞房」以下の部分が断絶しているものと推測される。では、かりに断絶があったとして、『登真隱訣』巻上の失われた部分に、実際に「四節共一祝事耳」という文があったと言えることができるであろうか。そこで次

に、ほかの資料を用いてこの文を捜してみると、『雲笈七籤』卷四十九「金闕帝君五斗三元真一經口訣」の「周君口訣」という一節の末に「四節共此一呪爾」(12a)という同様の文が見つけられる。「金闕帝君五斗三元真一經口訣」には「五斗真一の法」という存想法が説かれている。この存想法は、「金闕帝君五斗三元真一經口訣」の冒頭に「涓子受之東海青童君」(11a)とあるように、金闕帝君から東海青童君へ、東海青童君から涓子へ、涓子から蘇林へ伝えられたとされる四訣(語釈(7)(8)を参照)の一つ『五斗真一經』に相当するものである。ここから、『登真隱訣』卷上「玄洲上卿蘇君伝訣」の主人公蘇林にも「五斗真一の法」が伝えられていたことがわかる。また、『真誥』卷十(6b)によると、陶弘景の見ていた『蘇君伝』には「五斗真一の法」のことが説かれていたようであり、さらに『上清握中訣』卷下「蘇君伝行事訣」には「五斗真一の法」が実際に載っている。以上のことから、蘇林と「五斗真一の法」との関係は決定的であるとと言える。ところが、蘇林に伝えられたとされる四訣のうち、『登真隱訣』卷上「玄洲上卿蘇君伝訣」で実際に取り上げられているのは、「太極帝君真符」と「太極帝君宝章」のみである。したがって、『登真隱訣』卷上に失われた部分があったとするならば、その一つが「五斗真一の法」であり、そこに「四節共此一呪爾」という文が含まれていた可能性は高いと考えられるであろう。ところで、陶弘景の「四節共一祝事耳」という言葉は、内容の点から見ても「四節共此一呪爾」という文に相当するものであることがわかる。まず、そもそも彼が「猶如後云四節共一祝事耳」と述べたのは、「六月にも符を服用しなければならぬのに、(『登真隱訣』の正文は)八節の日だけしか挙げていな

い」ことについて類例を挙げて説明しようとしたからであつた。一方、「四節共此一呪爾」という文は、「金闕帝君五斗三元真一經口訣」の「周君口訣」の末尾に見えたものである。「金闕帝君五斗三元真一經口訣」の説く「五斗真一の法」とは、春分・夏至・秋分・冬至・六月一日あるいは十五日に、三一の神々と修行者自身が五斗の星々（春分には陽明星、夏至には丹元星、秋分には陰精星、冬至には北極星、六月には天闕星）に昇つていくさまを存思する法であり、「周君口訣」にはこの存思法を行なう際に唱える一つの祝文が載っている。すなわち、「四節共此一呪爾」とは、「五斗真一の法」においては通じてこの祝文を用いよ、という意味なのである。しかし、ここでは「四節」という言い方しかしておらず、あたかも六月が除外されたかのような恰好になっている。これは言い換えれば、「六月にも祝を唱えなければならぬのに、四節だけしか挙げていない」ということである。つまり、この点において「四節共此一呪爾」という文は、「六月にも符を服用しなければならぬのに、八節の日だけしか挙げていない」ことの類例となり得ている。したがって、内容的に見ても、陶弘景のいう「四節共一祝事耳」は、「五斗真一の法」の「四節共此一呪爾」という文に相当するものと判断するのが妥当であると言えよう。

(28) 令與夏至立秋相避也・『雲笈七籤』卷四十九「金闕帝君五斗三元真一經口訣」に「六月一日或十五日、令與秋分夏至日相避也」(13a)とある。

【参照】

正文の「太極帝君眞符」の「後節復服如初」の部分とほぼ同じ内容が、『洞真太上素靈洞元大有妙經』（24b～25b）、『上清明堂玄丹真經』（4b～6a）に見える。両經には、現行の『登真隱訣』にない「眞符」の図や祝文なども載せられている。また、『上清握中訣』（HY140）巻下「蘇君伝行事訣」にも、この部分を簡略化した記述が見える。

2 a
寶章

太極帝君寶章、東海青童君授涓子、以封掌名山也。〔此亦剖鯉魚所得而不言者、前符已說也〕。以朱書素、佩之左肘。勿經洿。佩之八年、而三一俱見矣。〔當以向晝、服佩三元符。竟仍北向、更書白素、如金質之長廣。左手執、亦隨意立祝。祝畢、卷內紫錦囊中、佩之左肘。佩亦至相見也。若立春在故年十二月者、仍以其日書、佩至正月朔、乃更服之。佩此章符、並不得以履穢。今便曲舉動、或致忘誤。可以守一時佩之。事竟、脱著寢牀器物中也。此云八年三一俱見者、則前符云五年與眞一相見、是不盡皆見也。凡言與一相見者、非但見己身之三一也。謂太微中三一帝皇之君、亦下見之、授子經者、亦是也。故先須守此積勤、然後能感彼之一耳。〕正月朔旦、青書一符、〔此亦寶章也。既服之、便呼爲符、刻金佩帶、乃成章耳。章猶印章之章。章尺度有制、不可使虧。符如詔勅。大小可得無限。今小令促減於章也。每歲朔旦皆服之、須見一乃止。當用好空青・曾青。宜在細研、以水漬去銅氣、乃以膠和、薄書白紙上。勿令濃厚。亦可用黛青也。〕北向再拜

2 b

吞之。〔北向書竟、左手執祝。訖再拜乃吞之、亦存入上宮。凡服符以召告身神者、竝須拜。若告外神、乃不拜。例皆如此。〕三一相見之後、以金爲質、長九寸・廣四寸・厚三分而書之。〔金應用黃金。質謂所刻之本主也。如此法乃用十數斤金。非道士所辦、亦可用白金。白金即銀也。此直呼爲金。故可得兩用耳。刻鑲文字如印法、皆左書也。尺寸竝用古度。〕以封掌山川之邪神、掌五嶽之眞精也。臨時、節度之序。三元眞一君自將教之。封掌事、是欲有役使、其法制未宣。須三一相見、乃可得而受教耳。事出太上素靈經上也。〔此眞經未行於世。是守一之宗本矣。〕

【校異】

(1) 不言者前符已說也・底本では文字の三分の二以上が消えているが、宮内庁本には「不言者前□□說也」とある。文物出版社の『正統道藏』には、はつきり「不言者前符已說也」と印刷されているが、これは底本と同じ版を用いたものなので、編集などの段階で加筆があつたのではないかと疑われる。

(2) 「以封掌山川之邪神、掌五嶽之眞精也。臨時」と「三元眞一君、自將教之」の部分は底本では注釈であるが、『洞真太上素靈洞元大有妙經』(26 a & b)と『上清握中訣』卷下(7 a)では正文として扱われている。ここではその読み方に従うこととし、該当部分を枠で囲っておいた。

寶章

太極帝君寶章²⁹は、東海青童君³⁰涓子に授け、以て名山を封掌するなり。(此れも亦た鯉魚を剖きて得る所なるも言はざるは、前符に已に説けばなり。)朱を以て素に書し、之を左肘に佩ぶ。洿を経ること勿かれ。之を佩ぶること八年にして、三一俱に見はる。(當に向畫を以て、三元符を服佩すべし。竟はれば仍りて北向し、更に白素に書し、金質³¹の長廣の如くす。左手もて執り、亦た意に隨ひて祝を立つ。祝し畢はれば、卷きて紫錦の囊中に内れ、之を左肘に佩ぶ。佩びて亦た相ひ見ゆるに至るなり。若し立春故年の十二月に在れば、仍りて其の日を以て書し、佩びて正月朔に至り、乃ち更めて之を服す。此の章符³²を佩ぶれば、竝な以て穢を履むを得ず。今便ち舉動を曲げ、或ひは忘誤を致す。守一するの時を以て之を佩ぶ可し。事竟はれば、寢牀の器物の中に脱著するなり³³。此に八年にして三一俱に見はると云ふは、則ち前符に五年にして眞一と相ひ見ゆと云ふも、是れ盡くは皆な見ざるなり。凡そ一と相ひ見ゆと言ふは、但だに己が身の三一を見るのみに非ざるなり。太微中の三一帝皇の君も、亦た下りて之に見え、子に經を授くと謂ふ³⁴も、亦た是なり。故に先づ此れを守ること積勤なるを須ち、然る後能く彼の一を感ずるのみ。)正月朔旦に、一符を青書し、(此も亦た寶章なり。既に之を服すれば、便ち呼びて符と爲し、金に刻みて佩帶すれば、乃ち章と成るのみ。章は猶ほ印章の章のごとし。章の尺

度に制有りて、虧けしむ可からず。符は詔勅の如し。大小限り無きを得可し。今小しく章より促減せしむるなり。歳毎に朔旦に皆な之を服し、一を見るを須ちて乃ち止む。當に好き空青³⁵・會青³⁶を用ふべし。宜しく細研するに在りて、水を以て漬けて銅氣を去り、乃ち膠を以て和し、白紙の上に薄書すべし。濃厚ならしむること勿かれ。亦た黛青³⁷を用ふ可きなり。北向して再拜し之を呑む。北向して書し竟はれば、左手もて執りて祝す。訖はれば再拜して乃ち之を呑み、亦た上宮に入るを存す。凡そ符を服して以て身神に召告する者は、竝な須らく拜すべし。若し外神に告ぐれば、乃ち拜せず。例皆な此の如し。三一 相ひ見ゆるの後、金を以て質を爲り、長さ九寸、廣さ四寸、厚さ三分にして、之に書す。金は應に黄金を用ふべし。質とは刻する所の本主を謂ふなり。此の如き法は乃ち十數斤の金を用ふ。道士の辦ずる所に非ざれば、亦た白金を用ふ可し。白金とは即ち銀なり。此には直だ呼びて金と爲す。故に兩ながらに用ふるを得可きのみ。文字を刻鏤すること印法の如くし、皆な左書する³⁸なり。尺寸は竝な古の尺度を用ふ。

以て山川の邪神を封掌し、五嶽の眞精を掌るなり。時に臨み、節度の序あり。三元眞一君³⁹自ら將に之を教へんとす。封掌の事は、是れ役使有らんと欲するも、其の法制未だ宣べられず。三一の相ひ見ゆるを須ち、乃ち得て教へを受く可きのみ。事は太上素靈經⁴⁰の上に出づるなり。

〔此の眞經⁴¹未だ世に行はれず⁴²。是れ守一の宗本なり。〕

【通釈】

宝章

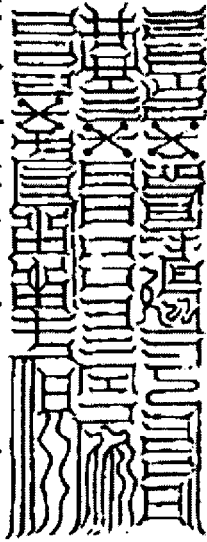
「太極帝君宝章」⁽²⁹⁾は、東海青童君⁽³⁰⁾が涓子に授け、それによつて名山「の神々」を支配し掌握させたものである。(これもまた「涓子が」鯉「の腹」を剖いて得たものであるが、ここでそう言わないのは、前符(太極帝君真符)のところすでに説明したからである。)朱で白い絹に書き、それを左ひじに佩びる。けがれた場所を通つてはならない。「宝章」を佩びて八年が経つと、三二の神々がみな現われる。(まず昼近くに三元符を身に佩びておく。それが終わつたら北に向かつて、さらに白い絹に「宝章」を書き、それを刻み込む金の本体⁽³¹⁾と同じくらしいの大きさにする。それを左手で持ち、また随意に祝を唱える。唱え終わつたら、「宝章」を書いた白い絹を)巻いて紫錦のふくろのなかに入れ、左ひじに佩びる。それを佩びていれば、「三二の神々と」対面できるようになる。もし立春の日が前年の十二月に当たれば、その場合は、その日に「宝章」を書いて佩びておき、正月の一日になったら改めて服用する。この章符⁽³²⁾を佩びたら、みな穢れた場所を履み歩いてはならない。「しかし、」いまの人たちは立ち居振る舞いを曲げたり、あるいは忘れ誤つたりしている。「なお、」守一の法を行なう際に「宝章」を佩びてもよい。ことが終わつたら、「宝章」を寝台のところにあるうつわのなかに脱ぎ置いておく⁽³³⁾。ここには「八年が経つと、三二の神々がみな現われる」と言われている。とすれば、前符(太極帝

君真符)に「五年が経つと、真一の神々と対面することができると言われていたが、(実際には五年で)すべてを見ることはできないのだろう。総じて「一と対面する」というのは、ただ自分の身中の三一の神々と会うだけではない。「(上清天にある)太微宮中の三一帝皇の君もくんだり現われ、あなたに經典を授けてくださる」と言われている³⁴のも、また一と対面することなのである。そういうわけで、まず身中のこの一をねんごろに守りつづけていけば、のちにはあの一(すなわち三一帝皇の君)を感じることもできるようになるのだ。」正月一日の明け方に、一枚の符を青で書き、(これもまた「宝章」のことである。それを服用しなたらば、すなわち符と呼び、金に刻んで身に佩びたならば、そこで章とするだけ(のの違い)なのだ。「章」とは、あたかも印章(はんこ)「という言い方をする場合の」の章のようなものである。章の寸法には決まりがあり、それを欠いてはならない。「符」とは、勅令のようなものである。その大きさは限らなくてよい。いまは少し章よりも小さくする。毎年、元旦にみな符を服用し、一の神々を見ることができたら、そこで服用するのをやめる。「顔料には」色のよい空青³⁵と曾青³⁶を用いるべきである。それらは細かく研ぎ、水に漬けて銅の成分を飛ばし、それからにかわであえ、白い紙の上に薄く書くのがよい。濃くしてはならない。また黛青³⁷を用いてもよい。)北に向かって再拝して「宝章」の符を呑む。(北に向かって符を書き終わったら、左手で持って祝を唱える。それが終わったら再拝して符を呑み、その符がまた上元泥丸宮に入るさまを存思する。総じて符を服用して身中の神に呼びか

ける者は、みな〔その神に対して〕拜礼をしなければならぬ。もし体外の神に呼びかけるなら、そのときは拜礼をしない。おしなべてみなこのようにする。〔三一の神々に対面したのちに金で質を作り、長さ九寸、幅四寸、厚さ三分とし、その上に「宝章」を書く。〔金は、黄金を用いるべきである。質とは、「宝章」を刻み込む本体のことをいう。ただ、このような方法では、十数斤もの金を用いることになる。それは道士に用意できるものではないから、〔代わりに〕白金を用いてもよい。白金とは銀のことである。ここではただ金と呼んでいるだけであるから、〔黄金も白金も〕両方とも用いることができるのだ。文字を彫刻する際には印を作る方法のようにし、すべて隷書で刻み込む³⁸⁾。質の寸法は、すべていにしへの尺度を用いる。〕それによつて、山川の邪神を支配し、五嶽の真精を掌握するのである。そのときになつたら、しかるべき頃合いがある。〔三元真一君³⁹⁾がみずからそれを教えてくださるだろう。〕〔山川の邪神や五嶽の真精を〕支配し掌握するということは、つまりそれらを使役しようとすることであるが、その方法はまだ宣告されていない。三一の神々が現われてから、ようやく教えを受けることができるのだ。〕以上のことは『太上素靈經』⁴⁰⁾に載っている。〔その真經⁴¹⁾はまた世の中に通行していない⁴²⁾。これは守一の法のおおもとである。〕

【語釈】

(29) 太極帝君宝章・・「太極帝君真符」、『三元真一經』、『五斗真一經』とともに、太極帝君から金闕帝君へ、金闕帝君から涓子へ、涓子から蘇林へ伝えられたとされる印章。語釈(7)を参照。また、『紫陽真人内伝』にも「我(＝蘇林)受涓子祕要、善守三二之道、役使鬼神。受太極帝君眞印、封掌名山」(5b)と見える。



太上寶章傳大帝君太帝君傳天帝君天帝

太極帝君宝章図(『洞真太上素靈洞元大有妙經』より)

(30) 東海青童君・・金闕後聖帝君の上相であり、『三元真一經』、『五斗真一經』ないしは『靈書紫文』など数々の上清經を伝えたとされる重要な神格。上相青童君、方諸青童君、東華青童君、東海小童などと呼ばれることもある。会稽の沖七万里の地点にある大方諸という島に聳える東華山に宮室を構えている。また、大司命という高い位にあり、南嶽魏夫人をはじめとする三十六の司命を管轄している。『洞玄靈宝真靈位業図』には、第二左位に「九微太眞玉保王金闕上相大司命高晨師東海王

青華小童君」(3b)と見える。詳しくは『紫陽真人内伝』(15a)、『金闕帝君三元真一經』(1a)、『雲笈七籤』卷四十九「金闕帝君五斗三元真一經口訣」(11a)、『上清後聖道君列紀』(9a)、『真誥』卷九(15b、20b、24a)などを参照。

(31)金質・「宝章」を刻み込む金の本体。『登真隱訣』卷上に「以金爲質。長九寸廣四寸厚三分、而書之。(金應用黄金。質謂所刻之本主也)」(2b)とある。

(32)章符・ここでは「宝章」のことをいう。「宝章」を符とも呼ぶことは、『登真隱訣』卷上の注に「此亦寶章也。既服之、便呼爲符、刻金佩帶、乃成章耳」(2b)とあるのを参照。

(33)脱著・脱著の「著」は、ここでは「著ける」ではなく「置く」の意味であろう。この意味で「著」を用いる例は、『太上三天正法經』(HY1194)に「用五案安著五方、案一香火、案一手巾、覆於案上。又用絳紋三尺、請經符著案上、以菓一盤・棗一升、著一杵中」(6b)と見える。

(34)謂太微中三一帝皇之君、亦下見之、授子經者・『金闕帝君三元真一經』に「既能守身中三一、則上太微中三一帝皇之君、而降見於外、與子言矣」(1b)とある。『雲笈七籤』卷五十(11b)、『洞真太上素靈洞元大有妙經』「太上大洞守一内經法」(28a)にも同様の記述が見える。太微は、上清天にある太微宮(星々)のことと解釈した。『登真隱訣』卷上の注に「凡上清太微中之九宮、則有眞君居之」(5b)、『紫陽真人内伝』に「遂乘雲駕龍、白日昇天、上詣太微宮、受書爲紫陽真人。」(12a)、「守玄丹升太微宮也」(14a)と見える。

(35)空青・銅山より産出する青の顔料。さまざまな薬効があり、永く服用することによって延年不老

に至るとされていたが、主に顔料として用いられることが多かったという。陶弘景『本草經集注』（森立之等重輯『本草經集注』南大阪印刷センター、一九七二）巻二の注に「醫方乃稀用之、而多充畫色」とある。

(36) 曾青・空青と同じく、銅山より産出する青の顔料。『本草經集注』巻二を参照。

(37) 黛青・眉墨のように濃く青い色。

(38) 左書・隸書のことをいう。『說文解字』敍に「時有六書。：四曰左書、即秦隸書」とある。

(39) 三元真一君・身中の三元宮に宿る三一の神々と、太微中の三一帝皇の君のことをいう。語釈(13)

(34) を参照。

(40) 太上素靈經・ここに「事出太上素靈經上也」とあり、その後「是守一之宗本矣」（『登真隱訣』巻上2 a）、さらに後に「丹田經即此守三元真一之道也。根源乃出素靈」（同上4 b）、「玄丹經即三一後者是也。其本亦出素靈」（同上4 b）とあるように、楊許や陶弘景の間では、『太上素靈經』は「太極帝君宝章」や「守三元真一の道」、「玄丹の道」のおおもとなるものと想像されていた。また、『紫陽真人内伝』にも「玄丹者泥丸也。其義出太上素靈經。守三一得爲地仙、守洞房得爲真人、守玄丹升太微宮也。勤而行之、自得此書」（14 a）とあり、さらに「大有妙經太上素靈經」（15 a）という呼称も見える。こうした呼称や以上に挙げた『太上素靈經』に帰属するとされる内容には、現行の『洞真太上素靈洞元大有妙經』と共通する部分が少なくない。しかし、『太上素靈經』と『洞真太上素靈洞元大有妙經』を同一の經典と見なすことはできない。両者は似

て非なるものである。まず、『太上素靈經』は、陶弘景が以下に「此眞經未行於世」（『登真隱訣』卷上3a）と述べているように、彼の時代においてもなお真人世界にのみ存在するとされている（語釈（41）（42）を参照）、言わば架空の經典である。一方、『洞真太上素靈洞元大有妙經』は、その全体的な内容から見れば、楊許の時代よりもいくぶん後に成立した偽經であると推測される。この經典には、『登真隱訣』の正文や『紫陽真人内伝』が作られた時代（東晋中期）には存在しなかった「三奇説」や「廻風の法」などの要素が盛り込まれている。また、楊許の時代には芳しくなかった「三一の法」に対する評価（語釈（12）を参照）が、この經典では著しく高騰しており（『洞真太上素靈洞元大有妙經』「太上大洞守一内經法」40bを参照）、同じ「三一の法」を取り上げながらも、それをめぐる位置づけという点において両者の間で相違が見られる。

（41）眞經・真人世界の經典をいう。それらは崑崙山の瑶臺などに収められており、ときに楊羲や二許のような優れた資質を持った人間に啓示されるという。『太平御覽』卷六百六十道部二・真人上に「登真隱訣曰、崑崙瑶臺判定眞經之所也」、「眞誥」卷十九「眞經始末」の冒頭に「伏尋上清眞經出世之源、始於晉哀帝興寧二年太歲甲子、紫虛元君上眞司命南嶽魏夫人下降、授弟子瑯琊王司徒公府舍人楊某、使作隸字寫出、以傳護軍長史句容許某、并（弟）（第）三息上計掾某某」（9b）とある。

（42）未行於世・『登真隱訣』卷上に「其明堂・洞房・丹田・流珠四宮之經、皆神仙爲眞人之道、道傳於世。……洞房即是今洞房先進内經者……其道已行於世、未見眞本」（4b）とある。ここの注に

九宮

凡頭有九宮。請先說之。(方施修用。故先列其區域。)兩眉間上、却入三分爲守寸雙田。

(對鼻直上、下際眉上、辟方一寸。却者却向後也。以入骨爲際。骨内三分以前、皆守寸之域。臺闕

「其道已行於世」という言葉が見えるが、これは正文の「道傳於世」という記述に即して述べられたものであると考えられる。つまり、「その道がすでに世に行なわれている」ということは「その道が世に伝わっている」ということであり、逆に「(真經)未行於世」ということは「(真人世界の經典が)まだ世に伝わっていない」ということである。なお、陶弘景は『真誥』においても、「出世」や「未出世」という言葉を用いて、真經すなわち真人世界の經典が世の中に出現したか否かを述べることがある(『真誥』卷九、卷十を参照)。

【参照】

正文の「東海青童君」(「長九寸廣四寸厚二分。而書之」の部分とほぼ同じ内容が、『洞真太上素靈洞元大有妙經』(26a、b)に見える。そこには、現行の『登真隱訣』にない「宝章」の図や祝文なども載せられている。また、『上清握中訣』卷下「蘇君伝行事訣」にも、この部分を簡略化した記述が見える。

竝在其中。明堂止餘七分耳。既共立一寸之中，而兩邊併列。故名之爲守寸雙田也。左有青房，右有紫戶。凡二神居之。却入一寸爲明堂宮。〔左有明童眞君、右有明女眞君、中有明鏡神君。凡三神居之。〕却入二寸爲洞房宮。〔頭中雖通爲洞房，而此是洞房之正也。左有无英君、右有白元君、

3 b

中有黄老君。凡三神居之。按自此以後，竝云却入一寸・二寸・三寸者，明知、猶繼眉爲本，非從三分後更一寸也。人或謂，入三分始得守寸，入一寸始得明堂者。豈其然乎。今引例爲據。按五辰法云、鎮星在黄室長谷。黄室長谷，在人中中央直入二分。星如綬懸於上。此則室小而星大，故餘出綬於皮上。若入二分，方得黄室者，星何得出外耶。又云、直入一寸，仍辟方一寸。亦足以助明矣。且今經亦言、明堂上一寸、爲天庭宮。豈應空一寸之上、方爲天庭耶。明堂上二寸、即是帝鄉玄宮、辰星之所在耳。此皆可以爲明證矣。若有能見眞宮者、當知斯言之不虛也。〕却入三寸爲丹田宮。〔亦名泥丸宮。左有上元赤子帝君、右有帝卿。凡二神居之。〕却入四寸爲流珠宮。〔有流珠眞神居之。〕却入五寸爲玉帝宮。〔有玉清神母居之。〕明堂上一寸爲天庭宮。〔此又於明堂上、於外却入一寸之中也。非必一寸正當明堂一寸矣。以人類既岸、故差出三分、度後洞房上。其宮前出入之門戶、猶下守寸之中間也。其有上清真女居之也。〕洞房上一寸爲極眞宮。〔上却入二寸也。其有太極帝妃居之。〕丹田上一寸爲玄丹宮。〔上却入三寸也。一名玄丹腦精泥丸玄宮。有中黄太一眞君居之。〕流珠上一寸爲太皇宮。〔上却入四寸也。其有太上君后居之。〕凡一頭中九宮也。〔此後八宮、竝各方一寸。唯明堂、與守寸共方一寸。守寸非他宮、猶明堂之外臺闕耳。明堂之內、上下

4 a

4 b

兩邊、猶各一寸、但南北爲淺、正七分也。此九宮雖俱處一頭、而高下殊品。按第一爲玉帝宮、次太皇宮、次天庭宮、次極真宮、次玄丹宮、次洞房宮、次流珠宮、次丹田宮、次明堂宮。此其優劣之差也。其明堂·洞房·丹田·流珠四宮之經、皆神仙爲眞人之道、道傳於世。〔按今明堂止有存想。徑略無祝說之法。疑爲未備。洞房即是今洞房先進內經者。止有所誦一文而已、都無存用之事。其道已行於世、未見眞本。丹田經即此守三元眞一之道也。根源乃出素靈。而其事已備於此、無復所闕。其流珠經、云太極公卿司命之所行。中君·小君、亦得受之。雖云傳世、而世未嘗見。故中君曰、良勤不休、吾當與之流珠眞。此亦中眞之上道也。此語似因以語賓客、不知遂受不耳。〕

5 a

其玄丹宮經、亦眞官司命君之要言、四宮之領宗矣。此一經、須太極帝君告、乃與之也。亦時出授耳。〔玄丹經即三一後者是也。其本亦出素靈。按此道高妙、而與三元同卷者。是蘇君最末所行以得眞卿。故紫陽撰出其事、而載傳後耳。本非共一經也。其盟詭既不同科、受傳之時、自可不必與三一俱受。而玄丹經云旦夕守諸三一訖、乃〔未〕〔末〕〔存之者、是玄丹家、自可得先守一、守一之家、不必知玄丹也。〕凡合五宮之道、行乎世上。有眞名者、遭值之矣。自非骨相挺命、不聞此言也。〔世人受此道者甚多。而修守之者無一。此身中之神、不如他法。上眞所寶祕、亦足爲業。今此一道、若行之則長生、不行則死矣。乃皆非骨挺之謂也。〕又有玉帝宮、玉清神母居之。又有天庭宮、上清真女居之。又有眞極宮、太極帝妃居之。〔前謂極眞、此云眞極。二字上下、未詳孰正。恐後或是誤耳。〕又有太皇宮、太上君后居之。此四宮皆雌

眞一也。道高於雄眞一也。竝有寶經、以傳已成眞人者。未得成眞、非所聞也。其雌

5 b

眞之要、亦自不授之矣。〈前五宮、其神皆男。故謂雄一。此四宮皆女、是爲雌一。凡上清太微

中之九宮、則有眞君居之。故人頭亦設此位、以相應耳。所謂虛和可守雄、蕭蕭可守雌、蕭蕭者單景

獨往之謂也。在世學雖未成眞、胸懷滯滯。故不可修之也。五千文亦言、知其雄守其雌也。此四宮、

人皆有之。但不修此道者、宮中空空耳。夫不盡修於九宮者、宮亦空耳。非但雌家四

宮而已。至於丹田宮中、常有帝君。守寸常有大神。不復問、須守乃見在宮耳。修之

者神仙、不修者以壽死矣。〈如此、則凡俗庸猥之人身中、亦皆三一常具。但不能修守者、須其

人壽畢便去。去即致死。若所得之法、常能修存、則諸空宮之中、亦隨事受神。非但丹田中一帝君也。

6 b

守一不殆。其壽限一過、便無復死期、以至於相見。相見則得道矣。雄雌一神、男女竝可兼修之。

無〔不〕在也。唯決精苦之至、乃獲益矣。〈此謂雌雄之一、男女皆可俱修、不分別其男女

之異也。若男人守雌、亦爲雌形。女子守雄、則猶雄狀。但三卿是我身中精化所結、當各依本、別其

男女耳。守一之理、先宜一二年中、精思苦到。須得髣髴、便易爲存想也。〉

【校異】

(1) 一・底本では文字が完全に消えているが、宮内庁本には「一」とある。文物出版社の『正統道藏』にも、はつきり「一」と印刷されているが、これは底本と同じ版本を用いたもので、編集

などの段階で加筆があつたのではないかと疑われる。

(2) 『洞真太上素靈洞元大有妙経』「太上道君守元丹上経」(16a)、『雲笈七籤』卷五十「三一九宮法」(4b)により、「末」字を「末」字に改める。

(3) 『洞真太上素靈洞元大有妙経』「太上道君守元丹上経」(20b)、『雲笈七籤』卷五十「三一九宮法」(6b)により、「不」字を補う。

【訓読】

3 a 九宮

凡そ頭に九宮³⁸有り。先づ之を説かんことを請ふ。(方に修用を施さんとす。故に先づ其の區域を列す。)兩眉間の上、却き入ること三分を守寸雙田と爲す。(鼻に對して直上し、下は眉上に際し、方一寸を辟く。却とは却きて後に向かふことなり。骨に入るを以て際と爲す。骨内の三分以前は、皆な守寸の域なり。臺闕³⁹は並な其の中に在り。明堂は止だ餘の七分のみ。既に共に一寸の中に立ちて、兩邊併列す。故に之を名づけて守寸雙田と爲すなり。左に青房⁴⁰有り、右に紫戸⁴¹有り。凡そ二神之に居る。)却き入ること一寸を明堂宮と爲す。(左に明童眞君⁴²有り、右に明女眞君⁴³有り、中に明鏡神君⁴⁴有り。凡そ三神之に居る。)却き入ること二寸を洞房宮と爲す。(頭中は通じて洞房と爲すと雖も、而れども此れは是れ洞房の正なり。左に无

3 b

英君⁵⁰有り、右に白元君⁵¹有り、中に黄老君⁵²有り。凡そ三神⁵³之に居る。按ずるに此れ自り以後、並な却き入ること一寸・二寸・三寸と云へば、明らかに知る、猶ほ眉を繼ぐるを本と爲すがごとくして、三分従り後更に一寸なるに非ざるを。人或ひは謂ふ、入ること三分にして始めて守寸を得、入ること一寸にして始めて明堂を得、と。豈に其れ然らんや。今例を引きて據と爲す。按ずるに五辰の法⁵⁴に云ふ、鎮星⁵⁵は黄室の長谷に在り。黄室の長谷は、人中⁵⁶の中央の直に入ること二分に在り。星上に綴り懸かるが如し、と。此れ則ち室は小にして星は大、故に餘り出でて皮上に綴るなり。若し入ること二分にして、方めて黄室を得れば、星何ぞ外に出づるを得んや。又た云ふ、直に入ること一寸にして、仍りて方一寸を辟く、と。亦た以て明を助くるに足る。且つ今の經にも亦た言ふ、明堂の上一寸を天庭宮と爲す、と。豈に應に一寸の上を空けて、方めて天庭と爲すべけんや。明堂上の二寸は、即ち是れ帝郷の玄宮⁵⁷にして、辰星⁵⁸の在る所なるのみ。此れ皆な以て明證と爲す可し。若し能く眞宮を見る者有れば、當に斯の言の虚ならざるを知るべきなり。く却き入ること三寸を丹田宮と爲す。く亦た泥丸宮と名づく。左に上元赤子帝君⁵⁹有り、右に帝卿⁶⁰有り。凡そ二神⁶¹之に居る。く却き入ること四寸を流珠宮と爲す。く流珠眞神⁶²有りて之に居る。く却き入ること五寸を玉帝宮と爲す。く玉清神母⁶³有りて之に居る。く明堂上の一寸を天庭宮と爲す。く此れ又た明堂の上に於いて、外より却き入ること一寸の中なり。必ずしも一寸は正に明堂の一寸に當るに非ず。人の額既に岸たるを以て、故に差出すること三分にして、

後の洞房の上に度る。其の宮前の出入の門戸は、猶ほ下の守寸の中間なり⁽⁶⁰⁾。其れ上清真女⁽⁶¹⁾有りて之に居るなり。洞房の上一寸を極眞宮と爲す。へ上りて却き入ること二寸なり。其れ太極帝妃⁽⁶²⁾有りて之に居る。丹田の上一寸を玄丹宮と爲す。へ上りて却き入ること三寸なり。

一には玄丹腦精泥丸玄宮⁽⁶³⁾と名づく。中黄太一眞君⁽⁶⁴⁾有りて之に居る。流珠の上一寸を太皇宮と爲す。へ上りて却き入ること四寸なり。其れ太上君后⁽⁶⁵⁾有りて之に居る。凡そ一頭の中の九宮なり。へ此の後の八宮は、竝な各おの方一寸なり。唯だ明堂のみは、守寸と共せて方一寸なり。守寸は他宮に非ず、猶ほ明堂の外の臺闕⁽⁶⁶⁾のごときのみ。明堂の内、上下兩邊は、猶ほ各おの一寸、但だ南北のみは淺しと爲し、正に七分なり。此の九宮は俱に一頭に處ると雖も、而れども高下品を殊にす。按ずるに第一を玉帝宮と爲し、次に太皇宮、次に天庭宮、次に極眞宮、次に玄丹宮、次に洞房宮、次に流珠宮、次に丹田宮、次に明堂宮なり。此れ其の優劣の差なり。其の明堂・洞房・丹田・流珠の四宮の經は、皆な神仙の眞人と爲るの道⁽⁶⁷⁾にして、道世に傳はる。へ按ずるに今の明堂⁽⁶⁸⁾には止だ存想有るのみ。徑略にして祝説の法無し。疑らくは未だ備はらずと爲すかと。洞房⁽⁶⁹⁾とは即ち是れ今の洞房先進内經なる者なり。止だ誦する所の一文有るのみにして、都て存用の事無し。其の道已に世に行はるるも、未だ眞本⁽⁷⁰⁾を見ず。丹田經⁽⁷¹⁾とは即ち此れ守三元眞一の道なり。根源は乃ち素靈⁽⁷²⁾に出づ。而して其の事已に此に備はり、復た闕くる所無し⁽⁷³⁾。其の流珠經⁽⁷⁴⁾は、太極の公卿たる司命の行ふ所なりと云ふ⁽⁷⁵⁾。中君・小君⁽⁷⁶⁾も、

4 b

亦た之を受くるを得。世に傳はると云ふと雖も、而れども世未だ嘗て見ず。故に中君曰く、良に勤にして休めざれば、吾れ當に之に流珠の眞を與ふべし。此れも亦た中眞の上道なり、と。此の語は因りて以て寅客に語ぐるに似たるも、遂に受くるや不やを知らざるのみ。

其の玄丹宮經も、亦た眞官の司命君の要言にして、四宮の領宗なり。此の一經は、太極帝君告ぐるを須ちて、乃ち之を與ふるなり。亦た時に出だして授くるのみ。玄丹經とは即ち三一の後の者是なり。其の本も亦た素靈に出づ。按ずるに此の道は高妙なるも、三元と巻を同じくする者なり。是れ蘇君最末に行ひて以て眞卿を得る所なり。故に紫陽其の事を撰出し、而して傳の後に載するのみ。本より一經を共にするに非ざるなり。其の盟詭は既に科を同じくせざれば、受傳するの時、自ら必ずしも三一と俱には受けざる可し。而して玄丹經に且夕に諸もろの三一を守り訖はりて、乃ち末に之を存すと云ふは、是れ玄丹家は自ら先づ一を守るを得可きなるも、守一の家は必ずしも玄丹を知らざればなり。凡そ合して五宮の道は、世上に行はる。眞名有る者、之に遭値せん。骨相挺命に非ざる自りは、此の言を聞かざるなり。世人に此の道を受くる者有ること甚だ多し。而れども修めて之を守る者は一も無し。此の身中の神は、他法の如くならず。上眞の寶祕する所にして、亦た業と爲すに足る。今此の一道、若し之を行へば則ち長生し、行はざれば則ち死す。乃ち皆な骨挺の謂ひに非ざるなり。又た玉帝宮有りて、玉清神母之に居る。又た天庭宮有りて、上清真

女之に居る。又た眞極宮有りて、太極帝妃之に居る。(前に極眞と謂ひ³⁴、此に眞極と云ふ。二字上下、未だ孰れの正しきかを詳らかにせず。恐らくは後或ひは是れ誤れるのみ。)又た太皇宮有りて、太上君后之に居る。此の四宮は皆な雌眞一³⁵なり。道雄眞一³⁶より高きなり。竝な寶經有りて、以て已に眞人と成る者に傳ふ。未だ眞を成すを得ざれば、聞く所に非ざるなり。其の雌眞の要も、亦た自ら之を授けず。(前の五宮は、其の神皆な男なり。故に雄一と謂ふ。此の四宮は皆な女なれば、是れを雌一と爲す。凡そ上清太微中³⁴の九宮には、則ち眞君有りて之に居る。故に人の頭にも亦た此の位を設け、以て相ひ應ずるのみ。所謂虚に和して雄を守る可し、蕭蕭として雌を守る可し、蕭蕭とは單景獨り往く³⁵の謂ひなり。在世の學は未だ眞を成さずと雖も、胸に滓滯を懷く。故に之を修む可からざるなり。五千文にも亦た言ふ³⁴、其の雄を知りて其の雌を守る、と。)此の四宮は、人皆な之れ有り。但だ此の道を修めざれば、宮中空空たるのみ³⁶。夫れ盡く九宮を修めざれば、宮亦た空なるのみ。但だに雌家の四宮のみに非ず。丹田宮中に至りては、常に帝君³⁶有り。守寸には常に大神³⁷有り。復た問はず、守るを須ちて乃ち宮に見在するのみなるを。之を修むる者は神仙、修めざる者は壽を以て死す。(此の如くなれば、則ち凡俗庸猥の人の身中にも、亦た皆な三一常に具はる。但だ修め守ること能はざれば、其の人の壽畢はるを須ちて便ち去る。去れば即ち死を致す。若し得る所の法、常に能く修め存すれば、則ち諸もろの空宮の

6 a

中にも、亦た事に隨ひて神を受けん。但だに丹田中の一帝君のみに非ざるなり。一を守れば殆ふからず。其の壽限一たび過ぐるも、便ち復た死期無く、以て相ひ見ゆるに至る。相ひ見ゆれば則ち道を得ん。雄雌の一神は、男女竝な之を兼修す可し。在らざること無きなり。唯だ精苦の至を決して、乃ち益を獲るのみ。へ此れ雌雄の一、男女皆な俱に修め、其の男女の異を分別せざる可きを謂ふなり。若し男人雌を守れば、亦た雌形と爲す。女子雄を守れば、則ち猶ほ雄状のごとし。但だ三卿のみは是れ我が身中の精化の結ぶ所なれば、當に各おの本に依りて、其の男女を別かつのみなるべし。守一の理は、先づ宜しく一二年の中に、精思苦到すべし。髻髻たるを得るを須ちて、便ち存想を爲すこと易きなり。

【通釈】

3 a

九宮

総じて人の頭のなかには九宮がある。まずそれについて説明したい。へ(九宮の)修行法を示そうとしている。だから、まず(以下に)その区画を列挙するのである。眉間から(額のなかに向かつて)三分入ったところを守寸双田という。へ鼻にそつてまっすぐにのぼり、くだつては眉の高さとまじわるところに、一寸四方の空間がひらかれている。「却」とは、退いてうしろに向かうことである。頭骨(のなか)に入るところを(外との)境界とする。頭骨のなかに

入って三分に達するまでのところは、すべて守寸の区画である。絳臺と黄闕³⁴はいずれもそのなかにある。明堂宮はただその「一寸から守寸の三分を引いた」余りの七分のみである。「絳臺と黄闕は」ともに一寸のうちに立っており、その両わきに並んでいる。それゆえ、これを守寸双田と名づけるのである。左には「絳臺の」青房³⁵があり、右には「黄闕の」紫戸³⁶がある。あわせて二人の神がいる。〔額のなかに向かつて〕一寸入ったところを明堂宮という。(左には明童真君³⁷がおり、右には明女真君³⁸がおり、中央には明鏡神君³⁹がいる。あわせて三人の神がいる。〕〔額のなかに向かつて〕二寸入ったところを洞房宮という。(頭のなかはすべて洞房と言えるのであるが、しかしここでいう洞房こそがつまり真正銘の洞房なのである。左には无英君⁴⁰がおり、右には白元君⁴¹がおり、中央には黄老君⁴²がいる。あわせて三人の神がいる。考えてみたところ、ここからのち、いずれも〔額のなかに向かつて〕入ること一寸・二寸・三寸などと言っていることから、「入る深さは」あたかも眉と接するところを起点にしているかのようであり、三分(入った守寸)からさらに一寸入るわけではないことが明らかに知られる。ただ、次のように言う人がある。「〔額のなかに〕三分入ったところで、はじめて守寸に達し、一寸入ったところではじめて明堂宮に達するのだ」と。しかし、どうしてそのようなことがあるのか。いま例を引いて根拠を示そう。調べてみたところ、『五辰の法』⁴³には次のように書いてある。「鎮星⁴⁴は黄室の長谷にある。黄室の長谷は人中⁴⁵の中央からまっすぐに二分入ったところにある。そこは鎮星が

あたかも「皮膚の」上につらなり懸かっているかのようだ」と。これはつまり黄室が小さく鎮星が大きいから、はみ出て皮膚の上につらなっているのである。もし「人中の中央から」二分入り切つたところで、ようやく黄室に達したのであれば、鎮星がどうして「皮膚の」外にはみ出ることがあり得ようか。また、『五辰の法』には、「まっすぐに一寸入ったら、それで一寸四方の空間がひらかれる」とも書いてある。これもまた十分に「私の主張を」明らかにする助けとなるものだ。しかも、いまのこの經典（『登真隱訣』）にもまた「明堂宮の上一寸のところを天庭宮という」と書いてある。どうして、「明堂宮の」上に一寸「の何もない空間」を空けて、ようやく天庭宮に達するというべきだろうか。明堂宮の上二寸のところは、すなわち帝郷の玄宮³⁶であり、そこは辰星³⁷のある場所なのだ。以上のことはすべて明らかな証拠とすることができる。もし九宮の真人たちの宮を見ることのできる者がいれば、きつとこの言葉が嘘でないことがわかるだろう。」〔額のなかに向かつて〕三寸入ったところを丹田宮という。〔泥丸宮とも呼ばれる。左には上元赤子帝君³⁸がおり、右には帝卿³⁹がいる。あわせて二人の神がいる。〕〔額のなかに向かつて〕四寸入ったところを流珠宮という。〔流珠真神⁴⁰がいる。〕〔額のなかに向かつて〕五寸入ったところを玉帝宮という。〔玉清神母⁴¹がいる。〕明堂宮の上一寸のところを天庭宮という。〔天庭宮はまた明堂宮の上において、外から「額のなかに向かつて」一寸入ったところにある。〔ただし、〕必ずしもその一寸はぴったり明堂宮の一寸に対応しているわけではない。人の額が

〔段差をもつて〕きり立っていることから、「天庭宮は明堂宮の一寸から」三分はみ出て、うしろの洞房宮の上にわたっている。「天庭宮は外と接しているが、」その宮前の出入口は、やはり下の守寸の中間〔にある道に通じているの〕である^②。「天庭宮には」上清真女^③がいる。洞房宮の上一寸のところを極真宮という。〔眉間から一寸〕のぼつて〔額のなかに向かつて〕二寸入ったところである。そこには太極帝妃^④がいる。丹田宮の上一寸のところを玄丹宮という。〔眉間から一寸〕のぼつて〔額のなかに向かつて〕三寸入ったところである。玄丹脳精泥丸玄宮^⑤とも呼ばれる。そこには中黄太一真君^⑥がいる。流珠宮の上一寸のところを太皇宮という。〔眉間から一寸〕のぼつて〔額のなかに向かつて〕四寸入ったところである。そこには太上君后^⑦がいる。以上が頭中の九宮である。〔このうしろの八宮は、いずれもそれぞれ一寸四方の大きさ〕であるが、ただ明堂宮だけは守寸と合わせて一寸四方である。守寸は別の〔独立した〕宮ではなく、明堂宮の外にある臺闕^⑧のようなものだ。明堂宮のなかは、上下〔の高さ〕と両辺〔の幅〕については、やはりそれぞれ一寸であるが、ただ南北〔の奥行き〕だけは浅くなつており、ちょうど七分である。これら九宮はともに一頭のなかに位置しているが、位に上下の違いがある。考えてみたところ、第一に玉帝宮、次に太皇宮、次に天庭宮、次に極真宮、次に玄丹宮、次に洞房宮、次に流珠宮、次に丹田宮、次に明堂宮という順である。これはその優劣の差である。〕

明堂と洞房、丹田、流珠の四宮の經典は、いずれも神仙が真人となるための道^⑨であ

り、その道は世の中に伝わっている。(調べてみたところ、いまの『明堂経』⁷¹には、ただ存思のことが載っているだけである。その道は簡略であり、祝説の法はない。おそらくは、まだ完備していないのではないかと思われる。『洞房経』⁷²とは、いまの『洞房先進内経』のことである。それにはただ誦唱の一文があるだけで、存思の法は載っていない。その道はすでに世の中に通行しているというが、まだ真本⁷³を見たことがない。『丹田経』⁷⁴とは、すなわち「守三元真一の道」のことである。そのおおもとは『素靈経』⁷⁵に出ている。そのこと(守三元真一の道)はすでにここに備わっており、欠けているところはない⁷⁶。『流珠経』⁷⁷は、「太極宮の公卿である司命たちが修行するものだ」と言われている⁷⁸。「茅山の」中君と小君⁷⁹もこれを授かることができた。それは「世の中に伝わっている」と言われているが、この世にはまだ現われていない。だから、中君は次のように言っている⁸⁰。「まことに勤めて途中でやめることがなければ、私が流珠の真を与えよう。これもまた中真レベル⁸¹のすぐれた道だ」と。この言葉は、その内容からして賓客⁸²に告げられたものようであるが、「彼が」けつきよく「流珠の真を」受けたかどうかはわからない⁸³。

玄丹宮の經典⁸⁴もまた真官である司命君⁸⁵の要言であるが、「これは明堂・洞房・丹田・流珠の」四宮の領袖である。この經典は太極帝君のお告げがあつて、はじめて与えられる。これも「世の人には」ときに授けられることがあるに過ぎない。『玄丹

『經』²⁹とは、「三一の法」のうしろに載っているもの³⁰がそれである。その根本もまた『素靈經』³¹に出ている。調べてみたところ、「玄丹の道」は高妙なものであるが、「三元の法」³²と同じ巻に載っている。この道は蘇君（蘇林）が最後に行ない、それによつて真卿の位を得たもの³³である。そこで、紫陽真人は玄丹のことを撰述し、『蘇君伝』のうしろに載せたのだ³⁴。「玄丹の道」と「三元の法」は「もともと合わせて一つの經典だったわけではない。その盟約の供物は、それぞれきまりが同じではないので³⁵、「玄丹の道」の「伝授を受ける際には、必ずしも「三一の法」とともに受けなくともよい³⁶。一方で、『玄丹經』に「朝夕に諸々の三一神³⁷を守り終わつたら、最後にこれ（玄丹）を存思する」と言っている³⁸のは、「玄丹の道」を行なう人たちが³⁹は先に「守一」⁴⁰することができが、「守一」を行なう人たちが⁴¹は必ずしも「玄丹の道」を知っているわけではないからである。」計五宮の「存思に関する」道は、世の中に通行している。真人としての名がある者は、それに出会うだろう。骨相に非凡な運命が現われている者でない限り、その言葉を耳にすることはない。（世の中にはこの「五宮の存思に関する」道を受けた者がたくさんいる。しかし、それを修め守っている者は一人もいない。この道における身中の神は、そのほかの法のものとは違っている。それは位の高い真人たちが宝のように秘密にしているものであり、またつとめるに足るものである。いまこのうちの一つの道でも、もし行なえば長生できるが、行なわなければ死ぬまでだ。以上のことは、いずれも骨相が非凡な者について言つた

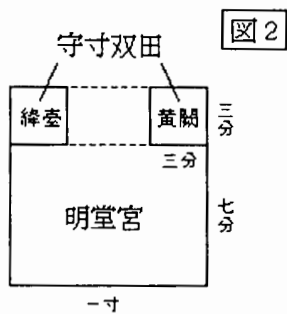
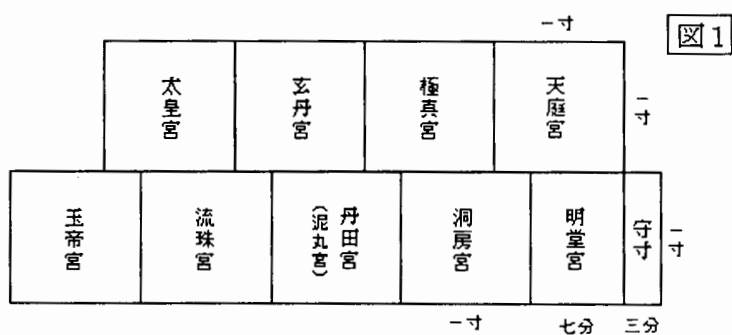
のではない。また玉帝宮があつて玉清神母がいる。また天庭宮があつて上清真女がいる。また真極宮があつて太極帝妃がいる。〈前には「極真」と言い⁹⁰、ここには「真極」と言っている。「極と真の」二字の上下は、まだいずれが正しいのかよくわからない。おそらく後者「すなわち真極」が誤りであるのかもしれない。〉また太皇宮があつて太上君后がいる。この四宮はみな雌真一⁹¹である。その道は「前の五宮の」雄真一⁹²よりも位が高い。いずれにも宝経があつて、それらはすでに真人となつた者たちに伝えられる。まだ真人となることができないのであれば、耳にするものではない。その雌真の要諦もおのずから授けられるものではない。〈前の五宮は、その神々はみな男である。だからそれを「雄一」と言う。この四宮はみな女であるから、それを「雌一」とする。総じて上清天の太微宮中⁹³にある九宮には、真君たちが居を構えている。それゆえ、人の頭中にも九宮の位が設けられ、天と応じるようになっていなのだ。「雄一・雌一」とは、右英王夫人の「うつろにやわらいでいてこそ雄一を守ることができる。蕭蕭としていてこそ雌一を守ることができる。蕭蕭とは一人で行くことである」⁹⁴ということである。世間で学ぶ者たちは、まだ真人となることができないうのに、「早くも」怠けごころを懐いている。だから、それ（雌真一）を修めることができないのである。『五千文』にも「其の雄を知り、其の雌を守る」と言われている⁹⁵。この四宮は誰にでも備わっている。ただその道を修めなければ、宮のなかは空つぽのままである⁹⁶。

そもそも九宮はどれであれ修めなければ、その宮はやはり空っぽであるに過ぎない。雌真一の宿る四宮だけに限ぎったことではない。丹田宮にいたつては常に帝君^⑨がおり、守寸には常に大神^⑩がいる。再び問うまでもないが、「これらの神々も存思して」守るということがあつて、ようやく宮のなかに現われるのだ。「九宮を」修める者は神仙となるが、修めない者は天寿が尽きれば死ぬ。〈このように「丹田宮に常に帝君がいるの」だとすれば、平凡でいやしい人たちの身中にも、すべて三一の神々が常に備わつてゐることになる。ただそれを修め守ることができなければ、「三一の神々は」その人の天寿が尽きるとともに去つていく。「神々が」去ればすなわち死にいたる。もし会得した法を、常に修めて神々を存思することができれば、空っぽの諸宮のなかにも、存思のたびに神々を宿すことができるだろう。これは丹田宮の上一帝君に限つたことではない。一を守つていれば危険はない。その天寿が過ぎても死ぬことがないので、「一の神々」と対面できるようになる。対面すれば、道を得ることができ、雄一・雌一の神々は、男女ともに兼修することができる。「それは男女に関係なく」必ず存在している。ただ、ひたすらに苦心を極める覚悟をして、ようやくその利益を得ることができなのだ。〈ここでは雌一・雄一の神々は、男女がみなともに修め、男女の違いによつて区別しなくともよいことを言つてゐる。もし男性が雌一の神々を守ればまた女神の姿を見、女性が雄一の神々を守ればやはり男神の姿を見る。ただ、「三元宮の」三卿だけは自分の

身中の精が変化して一つになったもの⁽³⁸⁾なので、各々本人〔の性別〕によつて、男性の形にするか女性の形にするかを分けるべきなのだ⁽³⁹⁾。守一の道理としては、まず「最初の」一二年のうち
に思いを細やかにして苦心すべきである。「神々の姿を」ありありと思ひ浮かべられるようになつたら、存思することはたやすくなる。」

【語釈】

(43) 九宮・頭中の九宮に宿る神々を存思する法。以下に九宮の図を示しておいた。なお、管見の限り、この存思法については、「真符」(『登真隱訣』卷上1aと語釈(7)を参照)や「宝章」(同上2aと語釈(29)を参照)などと違って、そのルーツにまつわる伝説や伝授の系譜がはっきり語られていないようである。たとえば、現行の『玄洲上卿蘇君伝』(『雲笈七籤』卷一百四所収)や『紫陽真人内伝』には九宮そのものに対する言及がまったく見られず、蘇林がこの存思法をどのように学んだのかよくわからない。また、『真誥』にも九宮の存思法に関する記述はほとんど残されていない。ただ、「玄洲上卿蘇君伝訣」(『登真隱訣』卷上)や「蘇君伝行事訣」(『上清握中訣』卷下)にこの存思法の記述が見える以上、少なくとも蘇林がそれを学んだとされていたこと自体は確かなのであろう。



(44) 臺闕・・守寸の左面に建つ絳臺と右面に建つ黄闕。その中間は九宮の神々の通り道となつてい
いう。『登真隱訣』卷上に「守寸左面有絳臺、∴右面有黄闕、∴其九宮真人出入、皆從黄闕絳臺中
間爲道」(6a~b)とある。

(45) 青房・・絳臺のなかにある青色の部屋。『登真隱訣』卷上に「兩眉間上、其裏有黄闕紫戸・絳宮青
房、共構立守寸之中左右耳」(6a~b)、「守寸左面有絳臺。∴樓上之中、有牕戸惟帳、竝青色、
而神居其内」(6b)とある。

(46) 紫戸・・黄闕のなかにある紫色の部屋。『登真隱訣』卷上に「右面有黄闕(∴闕上之中、有窗戸惟
帳、竝紫色、而神居其内」(6b)とある。

(47) 明童真君・・『登真隱訣』卷上「明堂」(8a~10b)を参照。

(48) 明女真君・・『登真隱訣』卷上「明堂」(8a~10b)を参照。

(49) 明鏡神君・・『登真隱訣』卷上「明堂」(8a~10b)を参照。

(50) 无英君・・『登真隱訣』卷上「洞房」(10b~11b)を参照。『紫陽真人内伝』(10b~11
a)には、主人公周義山が空山で出会つた无英君の姿が描写されている。後に彼が洞房のなかに見
た无英君の姿もそれと同様であつたという(11b)。

(51) 白元君・・『登真隱訣』卷上「洞房」(10b~11b)を参照。『紫陽真人内伝』(11a)には、
主人公周義山が空山で出会つた白元君の姿が描写されている。後に彼が洞房のなかに見た白元君の
姿もそれと同様であつたという(11b)。

(52) 黄老君・『登真隱訣』卷上「洞房」(10b~11b)を参照。『紫陽真人内伝』(8b)には、主人公周義山が嵩高山で出会った黄老君の姿が描写されている。

(53) 五辰法・『上清紫清君皇初紫靈道君洞房上經』(HY405)「太上真人招五辰於洞房籍飛仙於六合隱存秘道南極元君受伝玉經宝訣」に「次又存中央鎮星、在金匱黃室長谷。金匱黃室長谷、在人中央直入二分。星如綴懸於上」(10b)とある。また、『雲笈七籤』卷五十二「五辰行事訣」にも同じ記述が見える。

(54) 鎮星・五星の一、土星。『淮南子』天文訓を参照。

(55) 人中・鼻孔の下の部分をいう。『登真隱訣』巻中に「以左手第二第三指、捻兩鼻孔下人中之本、鼻中隔孔之内際也」(9b)、『雲笈七籤』卷三十「大洞廻風混合帝一之法」に「正一右仙曲文字、一名光堅字靈和、守我鼻下人中」(18b~19a)とある。

(56) 帝郷玄宮・鼻からまっすぐにのぼり、髪の毛の生え際から五分の地点で額のなかに向かつて一寸入ったところにある。『上清紫清君皇初紫靈道君洞房上經』「太上真人招五辰於洞房籍飛仙於六合隱存秘道南極元君受伝玉經宝訣」に「又存北方辰星、在天中帝郷玄宮。帝郷玄宮、從鼻直上、至髮際五分、直入一寸」(10a)とある。

(57) 辰星・五星の一、水星。『淮南子』天文訓を参照。

(58) 流珠真神・『洞真太上素靈洞元大有妙經』「太上道君守元丹上經」に「丹田後却入一寸、爲流珠宮。流珠真神、自別有經。司命之所行也」(15b)と見える。

(59) 玉清神母・『登真隱訣』卷上に「又有玉帝宮、玉清神母居之」(5 a)、『洞真太上素靈洞元大有妙經』「四宮雌一内神寶名玉訣」に「每以正旦月朔、太歲本生之日、入室東向思存、玉清神母、姓廉、名衡、字荒彦、長九寸九分、着玄黃素靈之綬、頭戴七稱珠玉之髻、冠無極進賢之冠、居无上之上、太極朱宮中、七寶府五靈鄉玄元里、下治兆身玉帝宮中」(22 b)とある。また、『雲笈七籤』卷五十「四宮雌一内神寶名玉訣」(8 b)、『上清明堂玄丹真經』(3 a)にも同様の記述が見える。

(60) 其宮前出入之門戸、猶下守寸之中間也・・守寸の臺闕の中間にある道は、明堂宮と天庭宮に通じているという。『登真隱訣』卷上の注に「臺闕於三分之中兩邊其廣一寸、列於左右。各方三分、令中間開四分爲道、内通明堂、上出通天庭前戸也」(6 b)とある。

(61) 上清真女・『登真隱訣』卷上に「又有天庭宮、上清真女居之」(5 a)、『洞真太上素靈洞元大有妙經』「四宮雌一内神寶名玉訣」に「每以正旦月朔、太歲本生之日、入室東向思存、…上清真女、姓厥、名回、字粥類、長六寸六分、著青寶神光錦繡霜羅九色之綬、頭戴玉寶飛雲之髻、冠玄黃進賢之冠、居无上之上、崑崙太幽中宮、明堂府九光鄉大化里、下治兆身天庭宮中」(22 b、23 a)とある。『雲笈七籤』卷五十「四宮雌一内神寶名玉訣」(8 b)、『上清明堂玄丹真經』(3 a)にも同様の記述が見える。

(62) 太極帝妃・『登真隱訣』卷上に「又有眞極宮、太極帝妃居之」(5 a)、『洞真太上素靈洞元大有妙經』「四宮雌一内神寶名玉訣」に「太極帝妃、姓玄、名虛生、字伯无、長七寸七分、著玄羅流光

五色鳳文綬、頭戴七寶玄雲之髻、冠无極進賢之冠、居元景之上、太清極玄宮中、玉房府三丹鄉丹元里、下治兆身極真宮中」(23a)とある。『雲笈七籤』卷五十一「四宮雌一内神宝名玉訣」(8b、9a)、『上清明堂玄丹真經』(3a、b)にも同様の記述が見える。

(63) 玄丹腦精泥丸玄宮・『洞真太上素靈洞元大有妙經』「太上道君守元丹上經」に「兩眉間上、却入一寸爲明堂宮、却入二寸爲洞房、却入三寸爲丹田。丹田直上、辟方一寸、爲玄丹腦精泥丸魂宮」(13b)とある。

(64) 中黄太一真君・『洞真太上素靈洞元大有妙經』「太上道君守元丹上經」に「玄丹宮在丹田之上、正房一寸、紫房綠室、朱煙滿内。其中有泥丸太一真君、治玄丹之宮」(15b、16a)、「守玄丹太一真君之道…、畢乃存上清中黄太一真君、從北極紫炁中來、下入玄丹宮日中坐。君諱規英、字化玄、衣貌服色如上」(20b、21a)、『上清明堂玄丹真經』に「玄丹宮太一真君、姓厥、名規英、字化玄、形如始生嬰兒、坐金牀玉帳之中、著紫繡錦衣、腰帶流火之鈴、左手把北斗七星、右手把北辰之綱、獨正坐丹玄宮。若道士存思三一畢、當存呼上清中黄太一真君、求長生久視之事」(3b、4a)とある。

(65) 太上君后・『登真隱訣』卷上に「又有太皇宮、太上君后居之」(5a)、『洞真太上素靈洞元大有妙經』「四宮雌一内神寶名玉訣」に「太上君后、姓遷、名含孩、字合延生、長三寸三分、著七寶飛精玄光雲錦霜羅九色之綬、頭戴九玄玉精頽雲之髻、冠玄黄无極三寶玉冠、居太清九玄之上、洞元極真宮中、丹精府雲光鄉玄玄里、下治兆身太皇宮中」(23a、b)とある。『雲笈七籤』卷五十

「四宮雌一内神宝名玉訣」(9 a)、『上清明堂玄丹真經』(3 b)にも同様の記述が見える。

(66) 神仙為真人之道・・「神仙が真人となるための道」と解釈した。真人を神仙よりも高く位置づける価値観は、上清經にしばしば見られる。たとえば、『真誥』卷五に「諸仙人、俱是九宮之官遼(謂應作僚字)耳。至於真人、乃九宮之公卿大夫。仙官有上下、各有次秩」(15 a)、卷十七に「以眞問仙、不亦迂乎」(6 a、b)とある。

(67) 明堂・明堂宮の經典。『登真隱訣』卷上に「其明堂・洞房・丹田・流珠四宮之經、皆神仙爲真人之道、道傳於世」(4 a)とあるのを参照。この經典の内容は、『登真隱訣』卷上「明堂」(8 a、10 b)の部分に残されていると考えられる。なぜなら、ここに「(按今明堂止有存想。徑略無祝說之法)」(『登真隱訣』卷上4 b)とあり、また「明堂」の注にも「(凡此明堂之事、乃有七條。皆備盡諸法、唯通無祝辭一事)」(同上10 b)とあるように、陶弘景が祝文の欠落を指摘しているという点で両者は共通しているからである。ただ、「明堂」の注に「又恐明堂別有太經、此傳中蓋是鈔畧耳」(同上10 b)とあるように、陶弘景はより完全な『明堂經』が別に存在するものと想像していたようである。

(68) 洞房・洞房宮の經典。『洞房先進内經』のことをいう。『真誥』卷十七に「洞房先進經已寫、當奉。…(今所有紅牋紙書者、即是此也)」(16 b)とあるように、この經典は楊許の時代にすでに存在しており、陶弘景のもとにも残されていた。ただ、『登真隱訣』卷上の注に「(止有所誦一文而已)」(4 b)とあるように、それは誦唱の一文のみであったようである。『上清仙府瓊林經』

(HY 1392) には『先進洞房内経』からの引用があり、また『洞真高上玉帝大洞雌一玉檢五老宝経』(HY 1302) には「中央黄老君大丹先進洞房内経法」が載っており、それぞれ部分的に『太上洞房内経注』(HY 133) の正文と一致する。『太上洞房内経注』の正文は「黄老君曰」にはじまるごく短い韻文である。なお、『登真隠訣』巻上「洞房」(10b~11b) には、誦唱の一文は載っていないので、それはおそらく『洞房先進内経』の内容そのものではないと推測される。

(69) 真本・楊羲と許謚、許翻の三君が、真人たちから授かり書き残したさまざまな經典やお告げ。「真手」や「三君手書」などとも呼ばれる。『真誥』巻十九を参照。

(70) 丹田経・丹田宮の經典。「守三元真一の道」のことをいう。丹田の存想法を「守三元真一の道」のこととする記述は、『洞真太上素靈洞元大有妙経』「太上道君守元丹上経」にも「丹田有上元眞一帝君・帝君之卿、合(三)「二?」人、共治丹田宮。守三元眞一之道是也」と見える。「守三元真一の道」については語釈(12)を参照。

(71) 素靈・『太上素靈経』のことをいう。語釈(40)を参照。

(72) 流珠経・『太真玉帝四極明科経』(HY 184) 巻二に「三元流珠経、玉帝九鍊、上眞八道命籍、金仙紫字、凡四訣八卷」(8b)とあり、同様の記述は『無上秘要』(HY 1130) 巻四十七(10a)にも見える。したがって、遅くとも六世紀には『三元流珠経』という經典が通行していたことがわかる。一方、『真誥』巻十の注には「流珠亦九宮家事。其経未出世」(6b)とある

ので、陶弘景は、『流珠經』の「真經」はまだ現実世界に出現していないと判断していたようである。なお、『正統道藏』には『洞真太上三元流珠經』(HY1307)という經典が収められているが、「流珠」に関する記述には乏しく、その大部分は『真誥』卷十「上清真人馮延壽口訣」と重なる。

(73) 其事已備於此、無復所闕・陶弘景は「守三元真一の道」が『登真隱訣』に完全な形で備わっていると云っているようであるが、現行の『登真隱訣』を見る限りでは、そのことは確認できない。おそらく、『登真隱訣』巻上の失われた部分に載っていたのであろう。「守三元真一の道」については語釈(12)、失われた部分については語釈(27)を参照。

(74) 云太極公卿司命所行・『洞真太上素靈洞元大有妙經』「太上道君守元丹上經」に「丹田後却入一寸、爲流珠宮。流珠真神、自別有經。司命之所行也。其道妙大、發誓用珠帛結盟、乃能付之。此經三百年一傳、滿五授止、不得復出。此太極公卿司命之道也」(15b)とある。なお、太極公卿とは、『真誥』巻五に「崑崙上有九府、是爲九宮。太極爲太宮也。諸仙人俱是九宮之官遼(謂應作僚字)耳。至於真人、乃九宮之公卿大夫」(15a)とあるように、崑崙の太極宮を中心とする九宮に属する真人の官僚たちである。司命については、『真誥』巻九に「大方諸宮、青君常治處也。其上人皆天真高仙。太極公卿諸司命所在也。……(霍山赤城、亦爲司命之府。唯太元真人・南嶽夫人在焉。李仲甫在西方、韓衆在南方。餘三十一司命、皆在東華。青童爲(太)(大)司命、總統故也)」(21b~22a)とあるように、東海の東華山に居を構える大司命の青童君を中心とする

司命の組織が存在するとされてきたが、「太極公卿」とある以上は、彼らも基本的には崑崙太極宮の官僚の一員と見なされていたのであろう。

(75) 中君・小君・三茅君のうちの次男と三男。『雲笈七籤』卷一百四「太元真人東嶽上卿司命真君伝」を参照。中君は、諱は固、字は季偉、定録君とも呼ばれる。『真誥』卷一に「句曲真人定録右禁郎茅季偉」(3b)、『洞玄靈寶真靈位業図』に「右禁郎定録真君中茅君」(18b)と見える。

小君は、諱は衷、字は思和、保命君とも呼ばれる。『真誥』卷一に「三官保命司茅思和」(3b)、『洞玄靈寶真靈位業図』に「三官保命小茅君」(18b)と見える。

(76) 中君曰・・「中君曰」以下「中眞之上道也」までの言葉は、許謚の次男である許虎牙に向けて告げられたものである。『真誥』卷十に「中君曰、良慙不休、吾當與其流珠眞。此亦中眞之上道也」(流珠亦九宮家事。其經未出世。此前五條、竝似令告牙也) (6b) とある。

(77) 中眞・・ここにいう中眞とは、地仙と同じようにそれほどレベルが高くないこと意味する。『紫陽真人内伝』に「然守一鍊神、雖非上眞之道、亦是中眞地仙之好事」(6a) とある。

(78) 寅客・・許謚の次男である許虎牙のことをいう。『真誥』卷二十に「中男名聯、字元暉、少名虎牙」(9a)、「有云寅獸白齒者、是虎牙也。亦直云寅獸者。亦云寅客、亦云許虎・許牙也。許主簿者牙位也」(12b) とある。

(79) 玄丹宮經、玄丹經・・『洞真太上素靈洞元大有妙經』に「太上道君守元丹上經」(12b) (22a) が載っており、そこに玄丹宮に関する記述(15b) (16a、20b) (22a) が見える。ま

た、『無上秘要』卷三十二(4b~5a)には『洞真太微天帝君玄丹上經』からの引用があり、その内容は「太上道君守元丹上經」と一致する。また、『正統道藏』には『洞真太上道君元丹上經』が収められており、そこには「太上道君守元丹上經」の内容も含まれている。なお、陶弘景が『登真隱訣』に引く『玄丹經』の内容(卷上4b、卷上11a)は、いずれも「太上道君守元丹上經」のなかに見える。しかし、この經典の内容は九宮全体について説いたものであり、決して玄丹宮のみに焦点を当てたものではない。たとえば、この經典のなかには、『登真隱訣』卷上「明堂」の正文の内容もほぼすべて含まれている。また、『雲笈七籤』卷五十には、この經典とまるまる同じ内容が「三一九宮法」という標題のもとに置かれている。したがって、陶弘景のいう『玄丹經』は必ずしも「太上道君守元丹上經」と同一の經典であるとは言えないと考えられる。

(80) 真官司命君・真官とは、真人世界の官僚のことをいう。司命君については語釈(74)を参照。たとえば、魏華存には「紫虛元君上真司命南嶽魏夫人」(『真誥』卷十九)、茅盈には「太元真人東嶽上卿司命真君」(『雲笈七籤』卷一百四)という司命君としての称号が与えられている。

(81) 三二後者・『洞真太上素靈洞元大有妙經』「太上道君守元丹上經」には『登真隱訣』卷上「明堂」(8a~10b)と「洞房」(10b~11b)の正文と重なる部分がある。『登真隱訣』卷上では「洞房」までで記述が終わっているが、「太上道君守元丹上經」では以下に「丹田」(11~13)「三元」(13)「流珠」「玄丹」という順でさらに記述が続く。『登真隱訣』卷上にも本来は続きがあったと考えられることはすでに語釈(27)で述べた通りであるが、そうであるとすれば「玄丹」が

「三一後者」であるというのは、あるいはこの記述の順序のことをいうのかもしれない。また、『上清握中訣』巻下「蘇君伝行事訣」では、「明堂」「洞房」に続いて「五斗真一の法」の記述があり、そのすぐ後に「玄丹の道」が説かれている。なお、『洞真太上素靈洞元大有妙経』では「太上道君守三元真一経」の後に「太上道君守元丹上経」が載っており、都合よく「三一」「玄丹」という順になっているが、陶弘景が『洞真太上素靈洞元大有妙経』にもとづいてこの注を書いたとは考え難い。なぜなら、第一に以下に「其本亦出素靈」（『登真隠訣』巻上4b）と言われているが、語釈（40）で見たように陶弘景のいう『素靈経』は『洞真太上素靈洞元大有妙経』でないからである。また、第二に『登真隠訣』において言及されたり引用されたりする「三一の法」は『金闕帝君三元真一経』の内容と一致するが、「太上道君守三元真一経」の内容はこの「三一の法」とは大きく異なっているからである。

(82) 三元・三元とは、上元・中元・下元のことであり、ここでは「三一」と同じ意味で用いられている。語釈（12）（13）を参照。

(83) 蘇君最末所行以得真卿・『玄洲上卿蘇君伝』（『雲笈七籤』巻一百四所収）に「守三一爲地仙、守洞房真人、守玄丹爲太微官也。林（≡蘇林）謹奉法術、施行道成」（3b）とあり、これによると「玄丹の道」は最もレベルが高く、最後に修めるべきものと見なされていたようである。蘇林の師である涓子が語った言葉にも、「吾餌朮精三百年、服氣五百年、精思六百年、守三一三百年、守洞房六百年、守玄丹五百年。…守形思眞二千八百餘年。寔樂中仙、不求聞達。今卒被召、上補天位」

(3 a 1 b)とあり、彼が最後の五百年に「玄丹の道」を行なったことがわかる。また、『上清握中訣』巻下「蘇君伝行事訣」には、実際に「玄丹の道」の記述(5 a 1 6 a)が載っている。蘇林が真卿の位を得たことについては、『玄洲上卿蘇君伝』に彼が弟子の周季通(周紫陽)に告げた別れの言葉が載っており、そこに「以漢元帝神爵二年三月六日、告季通曰、我昨被玄洲召爲眞命上卿、領太極中候大夫。與汝別」(3 b 1 4 a)と見える。

(84)紫陽撰出其事、而載伝後耳・紫陽とは、蘇林の弟子周紫陽のことである。現行の『玄洲上卿蘇君伝』(『雲笈七籤』巻一百四所収)は、周季通すなわち周紫陽が撰述したとされるものであるが、その後に「玄丹の道」に相当するものは載っていない。また、周紫陽が「玄丹の道」を撰述したという記述もほかには見当たらず、陶弘景が何にもとづいてこの注を書いたのかは未詳である。ただし、たとえば『真誥』巻二十に「掾(＝許翹)抄魏傳中黃庭經」(4 a)とあるように、内伝と經典がセットになっている場合もあったようである。したがって、かつての『玄洲上卿蘇君伝』に『玄丹経』が付随していた可能性は考えられ得る。

(85)其盟醜、既不同科・・「三一の法」と「玄丹の道」を伝授する際のきまりについては、『太平御覽』巻六百七十九 道部二十・伝授下に「三元眞一經曰、盟三官、委帛血壇、割革大約、乃得授付受者。盟者保神以堅心、故萬物不能犯、天地不能違。以素絲一兩齋百日、或五十日、或三十日、或二十日・十日也。法以四十年得傳一。受玄丹玉經曰、青布三十二尺、朱帛三十二尺、明鏡二枚、告

誓爲不泄之約」と見える。また、「三一の法」の伝授に関しては、『上清金闕帝君五斗三一凶訣』

(18b)に『太平御覽』と同じ記述が、『洞真太上素靈洞元大有妙経』「太上大洞守一内経法」

(36b、37a)にまた別の記述が見える。

(86)自可不必與三一俱受・「三一の法」を行なわず、「玄丹の道」だけを修め得ることにについては、

『洞真太上素靈洞元大有妙経』「太上道君守元丹上経」に「亦可專修此道、不必須守三一也」(2

1b)、『上清握中訣』巻下「蘇君伝行事訣」に「此法亦獨行、不必待三一也」(5b)と見える。

(87)諸三一・「玄丹の道」において存思する太一眞君には侍者がいないのに対し、三一の神々は二人

一組で複数人いること指して「諸三一」という。『洞真太上素靈洞元大有妙経』「太上道君守元丹

上経」に「正坐玄丹宮、向外、左右无侍者。无侍者、所以名之謂太一眞君也。旦夕守諸三一訖：」

(16a)とある。三一の神々については語釈(13)を参照。

(88)玄丹経云・『洞真太上素靈洞元大有妙経』「太上道君守元丹上経」に「旦夕守諸三一訖、獨後乃

未存之」(16a)とある。

(89)玄丹家、守一之家・陶弘景はさまざまな存想法を分類する際に「家」という言葉を用いたようにで

ある。たとえば、『登真隱訣』にはこのほかに「明堂家」(巻上10a、b)、「黄庭家」(巻下2

b)などの用例があり、また『真誥』にも「七元家」(巻四3b)、「洞房太丹家」(巻九17a)

などに見える。

(90)前謂極真・『登真隱訣』巻上に「洞房上一寸爲極眞宮」(4a)とある。

(91) 雌真一・玉帝宮、天庭宮、極真宮、太皇宮に宿る神々のことをいう。

(92) 雄真一・明堂宮、丹田宮、洞房宮、流珠宮、玄丹宮に宿る神々のことをいう。

(93) 虚和可守雄、蕭蕭可守雌、蕭蕭者单景独往・心に雌真一を守ることを求める許謚に対し、右英王夫人が答えた言葉。『真誥』卷二に「虚和可守雄、蕭蕭可守雌。夫蕭蕭者、单景独往也。…八月十

七日夜、右英王夫人授書此、與許長史。(似答心求守雌之真一也)」(20b~21a)とある。

(94) 五千文亦言・『老子』二十八章に「知其雄、守其雌、爲天下溪」とある。『五千文』とは『老子道德経』のことをいう。

(95) 但不修此道者、宮中空虚耳・『登真隱訣』卷上に「其九宮真人出入、皆從黄闕絳臺中間爲道。故以道之左右置臺闕者、以司非常之氣、伺迎眞人之往來也」(6b)とあるように、九宮の真人たちは基本的に頭中に入りする外来の神であるとされていたようである。よって、頭中に宮があつてもその道を修めなければ、宮中に神を宿すことはできないのである。

(96) 帝君・上元赤子帝君のことをいう。『登真隱訣』卷上に「却入三寸爲丹田宮。(亦名泥丸宮。左有上元赤子帝君、右有帝卿。凡二神居之)」(3b)とある。

(97) 大神・守寸にある紫戸と青房に宿る神のことをいう。『登真隱訣』卷上に「紫戸大神、名平靜、字法王」(7a)、「青房大神、名正心、字切方」(7a)とある。また、『登真隱訣』卷上に「其九宮真人出入、皆從黄闕絳臺中間爲道。故以道之左右置臺闕者、以司非常之氣、伺迎眞人之往來也」(6b)とあるように、黄闕の紫戸と絳臺の青房に宿る大神たちは、九宮全体の門番としての役割

を果たしていたようである。よって、彼らは当然、頭中に常駐しているものと考えられていたの
あろう。

(98)三卿是我身中精化所結・三卿は、上元泥丸宮の帝卿と中元絳宮の輔卿、下元命門丹田宮の弼卿の
ことをいう。語釈(13)を参照。また、『登真隱訣』巻上の注にも「唯丹田帝卿、是我身中之精化、
非外來之品次」(7b)とあり、三卿の一人帝卿が身中の精化であると述べられている。

(99)當各依本、別其男女耳・存思する神々を修行者の性別によって分ける例は、『上清紫清君皇初紫
靈道君洞房上經』の道一内神の存思について説くところにも見え、「右一身竇名内字、化生之精神
也。：男存爲童子之神、女存爲女子之神」(8b)とある。

【参照】

九宮に関する同様の記述は、『洞真太上素靈洞元大有妙經』「太上道君守元丹上經」、『洞真太上道
君元丹上經』(HY1334)、『上清明堂玄丹真經』、『上清素靈上篇』(HY1360)、『雲笈七
籤』卷四十三「思修九宮法」、卷五十三「三一九宮法」などにも見える。

【参考文献】

Strickmann, Michel. "The Mao Shan Revelations: Taoism and Aristocracy" *T'oung Pao* vol. 63,
1977.

- Andersen, Poul. *The Method of Holding Three Ones: A Taoist Manual of Meditation of the Fourth Century A. D.* Curzon Press, London and Malmö, 1980.
- Robinet, Isabelle. *La révélation du Shangqing dans l'histoire du taoïsme* École française d'Extrême-Orient, vol. 137, Paris, 1984.
- Robinet, Isabelle. *Taoist Meditation: The Mao-Shan Tradition of Great Purity* Translated by Julian F. Pas and Norman J. Girardot, State University of New York Press, Albany, 1993.
- 垣内智之「頭部九宮の存思と太一」『東方宗教』九一、一九九八年。
- 神塚淑子『六朝道教思想の研究』創文社、一九九九年。
- 吉川忠夫／麥谷邦夫編『真誥研究（訳註篇）』京都大学人文科学研究所、二〇〇〇年。
- 張超然『系譜・教法及其整合：東晉南朝道教上清經派的基礎研究』国立政治大学中国文学系九十六学年度博士学位論文、二〇〇七年。